

弁証法と思想

La pensée dialectique et la dialectique dans la pensée

神武庸四郎

目次

はじめに

第1章 弁証法入門—弁証法とはなにか、なんであるべきか—

I カントからピアジェにいたる弁証法概念の推移

II ピアジェにとっての弁証法の意味

III 詭弁弁証法

IV 弁証法的総合の図式

第2章 思想の弁証法

I ユートピアとイデオロギー

II 自由とデモクラシー

III 「制度化されたデモクラシー」から全体主義へ

IV 独裁と全体主義

V 自由のオートクラシー

VI 人民デモクラシーの理想型

VII デモクラシーとオートクラシーとの弁証法

終章 経済的デモクラシーの概念—補論として—

主要参考文献

はじめに 課題の限定

弁証法は科学的認識の方法論上の視座としてきわめて枢要な機能をもっている。しかし、残念ながら、それはマルクス主義イデオロギーの影響下に悪い意味でイデオロギー化されて用いられてきた。あらためて—最古の、ではなく—本来の弁証法の意味があきらかにされなくてはならない。そのためにはカント(Immanuel Kant)の『純粋理性批判』(主要参考文献*[1])およびそれへの入門書である『プロレゴメナ』([3])において打ちだされた弁証法批判の考え方が議論の出発点となりうるであろう。ところが、カントは批判的側面を過度に強調して弁証法を論じた一方、その方法としての輪郭を積極的に描き出すことにはあまり関心を注がなかったようである。一世紀以上を経たのち、カントの批判哲学にそくして方法的構造主義([9]参照)の立場から弁証法の経験科学的な意味をあきらかにしたのは心理学者ジャン・ピアジェ(Jean Piaget)であった。

* 以下ではこの言葉をしばしば省略し、番号だけを記すことにする。

かつてピアジェは、かれのいう発生的認識論の実証研究(その成果は[10]にまとめられている)のなかから認識におけるスジェとオブジェとの関係の基

底的な意味をみちびきだした。実験材料としての認識するスジェ(sujet) (心理発達実験の被験者としての児童)、スジェの認識対象としてのオブジェ(objet)、認識するスジェを観察するスジェ(心理学者)、さらにはオブジェ化したスジェの集合、そうしたさまざまなスジェの分析によってかれは認識一般の経験科学的な理論化を企てたのであった。カントの弁証法批判を継承しつつ弁証法の積極的意味の解明をかれが試みたことはその作業の一環である。また、ピアジェはおなじく発生的認識論の諸課題を検討するうちに構造概念を「変換システム」として捉えなおすことの重要性に気づき、変換システムとしての構造がかれの科学的認識論の枢要な方法概念となった。弁証法にかんするかれの理論的解釈に依拠して弁証法の意味を探求すること、もっと簡単にいえば、弁証法的思考のシステム分析が以下の第1章の主要課題である*。他方、思考されたものとしての思想(thought、Gedanke)をユートピアとイデオロギーの合成システムとして捉え、デモクラシーとオートクラシーとの弁証法的相互作用を具体的な分析素材として理論的検討を私なりに試みたのが第2章である。その課題を端的に表現すれば、思想の弁証法のシステム分析である。

* なお、以下に展開される議論ではスジェ・オブジェ関係や動的な変換システムの概念については既知と仮定する。詳しくは、文献[25]および[26]を参照せよ。とくに、[26]の第3部が重要である。

第1章 弁証法入門—弁証法とはなにか、なんであるべきか—

いくぶん変則的なとりあげ方かもしれないが、弁証法の意味をカントからピアジェにいたる認識論的な議論の展開にもとづいてあきらかにすることからはじめよう。そのわけは、そうすることによって弁証法の意味内容が既存の「俗流的」観念弁証法の諸類型をも包含するものとして解釈されうるからである。

I カントからピアジェにいたる弁証法概念の推移

ピアジェは、カントの『純粹理性批判』の「超越論的方法論」に展開され『プロレゴメナ』のなかで簡潔にまとめられている思考の構造認識をふまえて、弁証法をきわめて広い意味で捉えている。すなわち、かれは認識活動すべての形式を、ひとまず、「弁証法」と見なし、そのうえで、いわゆる「比量的(discursif)方法」と弁証法とを区別している。さらに、かれの弁証法理解の独自性は弁証法という認識論上の用語を思考の領域だけでなく、スジェの行動(動作と操作)領域にも適用しようとしたこと、そしてカントによる悟性と理性との区別を科学的認識論の立場から踏襲して弁証法の意味を限定している点にある。

ピアジェは発生的認識論の立場から、ジュネーブの「発生的認識論国際センター(Centre international d'Epistémologie génétique)」を拠点としておこなわれた「弁証法の初等形式」を含む発達心理学的課題全体の実験および共同研究を試み、その過程でまとめられた膨大な諸著作を理論的

に整理した。その最初の成果が『発生的認識論』([10])であった。それはこうした共同研究の成果をふまえた、かれの発生的認識論の理論的総括にほかならなかった。しかし、「弁証法」を発生的認識論の枠組みに理論的・実証的にとりこむという作業はまとめられることがなかった。それが実現したのは、かれの最晩年の仕事『弁証法の初等形式』([11])においてであった。その著作のなかでピアジェは認識活動における、すなわち、思考と行動との両面における弁証法の機能様式を理論的に整理しているのだが、私は以下で、ひとまず、そこで展開された弁証法の意味にかんするかれの解釈をカントの議論との比較を念頭においてまとめておくことにしようとおもう。

ピアジェの弁証法にたいする見方のおおよその輪郭は、かれが構造主義の批判的再構成を試みた著作『構造主義』([9])のなかで、すでに描かれている。そこでかれが「弁証法的循環」、「弁証法的態度」あるいは「円環的前進」といった表現で示唆したのは相互作用の過程(「弁証法化過程」)および相互作用の結果を総合する認識論的概念としての弁証法であった。しかし、その著作においてはかれ自身の積極的な弁証法理論は展開されることがなかった。また、同書の公刊から2年後にまとめられた上記の『発生的認識論』においても、かれはカントの『純粹理性批判』、とりわけ『プロレゴメナ』の基本的な枠組みを継承しようとして直接間接に弁証法への言及を重ね、実質的に弁証法的認識を論じていたことは事実である(私の論文[26]を参照)けれども、かれが弁証法そのものを直接に論じてみずからの積極的な見解をまとめたのは『弁証法の初等形式』においてであった。その作品はカントの手厳しい批判対象であった「弁証法」を、ほかならぬカントの認識論に依拠して肯定的に意味づけようとしたピアジェの遺作であった。

ピアジェの見解をあきらかにするまえに、まず、弁証法にたいするカントの基本的態度を確認することからはじめよう。カントはつぎのように「古人」を論難する。「たんに認識批判の規準(Kanon)にすぎない一般論理学が、あたかも客観的主張、少なくともその幻影、を本当に産出するオルガノン(Organon)であるかのように用いられ、したがってじっさいに誤用されている。こうして誤ってオルガノンと考えられた一般論理学は、弁証法と名づけられる。」([2]B85[この表記は『純粹理性批判』第2版の85頁を意味する…以下同様])「古人がこの弁証法という一つの学ないし技法の名称を用いた意味は多様であるけれども、それがかれらにとって仮象の論理学(Logik des Scheins)にほかならなかったことはこの名称のじっさいの用法からたしかに推定されうる。それは論理学が一般に要求する厳密な方法を模倣し、論理学の証明法をあらゆる空疎な主張の粉飾に用いて、かれらの無知、のみならず企まれた欺瞞にも真理らしい外観をあたえようとする詭弁的な技法であった。」([2]B85-6)弁証法が詭弁をまねく傾向をつねに内在させているというこの指摘は重要である。また、そこから「超越論的弁証法」という批判的見地もみちびかれることになる。『純粹理性批判』のなかの有名な一節でカントはこういっている。すなわち、「超越論的分析論はもともと悟性

の経験的使用を判定する基準(Kanon)にすぎないはずであるから、もし私たちがこれにオルガノンとしての普遍的かつ無制約の使用をゆるし、純粹悟性だけをもって、あえて対象一般を総合的に判断し主張し、そして決定しようとするならば、この分析論の誤用が生じるのである。そうすると純粹悟性の使用は弁証法的になるであろう。したがって、超越論的論理学の第2部はこうした弁証法的仮象の批判でなくてはならない。その部分は、弁証法的仮象を独断的によびおこす技法(残念ながら、いろいろな形而上学のペテン[metaphysische Gaukelwerke]のあまねく流行している技法)としてでなく、悟性および理性の超自然的使用にかんする批判として超越論的弁証法と名づけられる。その目的は悟性および理性の根拠のない越権が虚偽の仮象であることを発見し、超越論的原則だけで到達したと思いこんでいる発見と拡張とにたいする要求を、詭弁的なまやかしにたいする純粹悟性のたんなる決定と保全(Verwahrung)とにまで格下げすることである。」([2]B88)こうした議論は、後述するようなマルクス主義者のイデオロギー装置としての弁証法にたいする批判に有効であると同時に、「一般論理学」自体を数学と同一視する、いわゆる論理主義の哲学(たとえば、バートランド・ラッセルのそれ)の批判にも援用されうるかもしれない。一般的にいえば、生成の契機を捨象した存在自体の認識にかんするかぎりでは、カントの弁証法批判はことごとく妥当する。

この批判的見地を継承しつつも認識の生成過程(「発生的認識」)にそくしてカントの弁証法批判を肯定的に解釈しようとしたのがピアジェである。かれは、弁証法の基本契機としてカントがしめした Satz と Gegensatz との対立図式をカントの背進・前進図式([26]第2部参照)に表現される、分析対総合という相互作用図式に置きかえている。そこからピアジェ独自の弁証法の意味づけがおこなわれることになる。

II ピアジェにとっての弁証法の意味

すでに言及したピアジェの著作『弁証法の初等形式』([11])にそくして、かれの弁証法理解にかかわる要点をまとめておこう。

A 問題の端緒

この著作においてピアジェはカントの、とくに『プロレゴメナ』([4])にまとめられている議論に依拠してカント流の弁証法の肯定的解釈を試みた。『プロレゴメナ』は『純粹理性批判』という著作システムを簡潔にまとめあげた作品であるが、そこからピアジェは多くのヒントをえているようにおもわれる。しかし、ピアジェはなぜ弁証法の理論的・実証(実験)的考察を手がけたのであろうか。その理由は、ひとまず、前著『発生的認識論』の末尾においてかれ自身が「構成主義と新生(la création des nouveautés)」の関係を総括的に論じた部分にもとめられよう。このばあい、nouveauというの「新しいもの」—心理学用語として「新奇性」という日本語があてられるばあいもあるが、かなり広い意味でつかわれていることばであるから、今後はヌボテとい

うカタカナで表記する—を意味し、「新生」とは新たな認識の発生ないし生成をあらわしている。かれはつぎのようにまとめている。「一言でいうと、新しい構造の構成は、形成的能力をもつが達成方法へと還元されないある一般的過程を特徴づけているように見える。…*発生的認識論はつぎのことを解明することができた。すなわち、認識の初期の形式は、思いおよんでいない上位の形式とはまったく異なっていること、またその結果、上位の形式の構成ははるかにいっそう長い、いっそうむずかしい、そしてとくに、想像できないくらい、じつに見当のつかない行路をたどらなくてはならなかったということである。したがって発生的方法の使用はそれだけ構成主義的概念化を豊かにし、またそういうわけで、私たちの成果がどれほど部分的であっても、私たちは今後確信をもっている。探求すべき領域が膨大であるとしてもそうである。」([10]pp.123)ここにいわれている「形成的能力をもつが達成方法へと還元されないある一般的過程」が弁証法をしめしていることはあきらかであろう。じっさいに、『弁証法の初等形式』において論じられているのはこの「一般的過程」なのである。また、ピアジェは『発生的認識論』の序論においてヌボテとの関連を重視してつぎのようにのべている。すなわち、「すべての弁証法的な思潮はヌボテの理念を強調して、テーゼとアンチテーゼとの相互作用をたえず超越する『止揚(dépassement)』に秘法をもとめている」([10]p.6)と。しかし、同書のなかではヌボテそのものの分析が中心となっており、弁証法の意味づけは示唆されるにとどまっている。そこでつぎに『弁証法の初等形式』にそくして、弁証法にかんするピアジェの見解をさらに詳しくたどることにしよう。

* 引用文中の「…」は「中略」を意味する。以下同様。

B 弁証法の意味

ピアジェにとって弁証法というのは、ひとまず、「認識活動のあらゆる形式」([11]p.214)を意味していた。さらに、かれは、上述のように、「比量的」という形容詞をもちいてその意味づけを限定している。すなわち、かれは「弁証法である諸構造の構成と、たんなる演繹、いいかえれば、カントとともに私たちが純粋に『比量的』方法とよんでいるもの限定して、ひとたび構成された諸構造からみちびくことのできるものとを区別」し、「認識のあらゆる発達においては弁証法的側面と比量的側面とが交代してあらわれ、すべてが後者に還元されることはない」という([11]p.214)。カントであれば理性的側面と悟性的側面というように名づけるであろうこれら両側面の双対的な役割をふまえたうえで、ピアジェは弁証法をつぎのように解釈する。すなわち、「弁証法はあらゆる均衡化(équilibrage)の過程の推理的な側面を形成し、これにたいして均衡化されたシステムは比量的な推理しか許容しない…したがって、弁証法的構成と比量的活用との二局面のあいだに可変的な期間にわたって連続的な交代が生ずる」([11]p.10)と。この議論の重要な意味はカントの所論との対比によっていっそうあきらかになってくる。

カントは「理性推理」を弁証法にそくして論じ、それと対照させて「悟性判断」を位置づけている。したがって、ピアジェが「比量的な推理」とよんでいるものはこの「悟性判断」にもとづく推理（『純粹理性批判』では「悟性推理」）に対応している。さらに、カントは直観的と対照させて比量的という表現をつかっている（[2]の関連箇所を参照）。したがって、「弁証法的側面」は直観的側面といい換えることもできよう。そこには感性的直観としての構想力のはたらく局面が導入されうる、とも解される。上掲の引用文をカントの『プロレゴメナ』における議論と対比することによって、ピアジェの弁証法理解に表現される科学的認識論の輪郭が一段と明瞭になる。やや長いが、カントの議論をつぎに引用しよう。

「純粹理性は、私たちが物のいかなる述語にも、この述語が属する主語（Sbjekt[スジェと邦訳しておく・・・以下同様]）をもとめることを要求する。しかし、このスジェもまた必然的に別のスジェにたいする述語でしかないから、私たちはこの述語にたいしてもまたそのスジェをもとめ、こうして無限に（または、私たちの到達するかぎりで）スジェをもとめてとどまるところを知らないのである。だが、ここからつぎのことが明らかになる。すなわち、私たちの到達できるなにもものも究極のスジェ(ein letztes Subjekt)と見なしてはならないし、また、深く洞察する私たちの悟性によって—私たちの悟性にすべての自然が開かれていようとも—実体的なもの自体は私たちの悟性によってはけっしてかんがえられうるものではないということである。というのは、私たちの悟性の特徴はあらゆるものを比量的に(diskursiv)、つまり概念によって、したがってまたたんなる述語によってかんがえることにあるからである。しかもまた、こうした述語には絶対的スジェ(das absolute Subjekt)が欠落せざるをえない。そういうわけで、私たちが物体を認識するばあいのすべての実在的屬性はたんに偶然にすぎない。不可入性(Undurchdringlichkeit)についても同様である。私たちはそれをもっぱら力の作用としてしか思い浮かべないが、こうした力のスジェは欠落しているのである。」([4] § 46)

とくに「究極のスジェ」にかんするカントの議論はピアジェのめざす科学的認識にとっては不要となることに注目すべきであろう。科学的認識は過程それ自体(弁証法)であるというのがピアジェの見解だからである。カントと同じく「物自体」の実在(制約のないという意味での「自由」[[4] § 53])だけを仮定するのであれば、スジェ・オブジェ関係([26]第3部、参照)は相互作用の存在と持続にほかならない。これがピアジェのあたえたスジェ・オブジェ問題の解である。ピアジェのいうように相互作用(interaction)、とりわけ相互依存(interdépendance)*と「過程」とを包含する「認識活動のすべての形式」が弁証法であるならば、そうであろう。そして、この「形式」は認識の発生過程におうじて単純なものから複雑なものへと進化するから、そのもっとも単純な推理「形式」こそ、「弁証法の初等形式」にほかならないのである。

* 相互作用と相互依存との意味上の区別については、次項 ii) の説明を参照。

C 弁証法とピアジェの発生的認識論との関連

i) カントの背進・前進図式との関連

ピアジェの主要な関心事である発生的認識論と弁証法との関連について、かれはことのほか詳しく論じているが、ここではカントの認識論と弁証法との関連を示唆するつぎの問題提起に注目しよう。かれはこういつている。「均衡化の途上で新しい関係の構成は先行する状況—そのただなかでスジェはそうした状況をいまだ統覚する(*apercevoir*)ことはなく、またもっと単純に、いまだ意識していないのだが—に前成されているか、または予定されている(*préformé ou prédéterminé*)ことを内的必然性が示唆しているように見える」とすれば、そうした諸結果はどのように説明されるだろうか。別のいい方をすると「最終的な必然性は、はじめから到達することを妨げるヴェールを剥ぐことだけにあるのだろうか、それとも、当初、実在的で生産的な新しいものの前進的な(*progressive*)加工にすぎないものを、事後的にはあるが、豊かにする遡及的な(*rétroactive*)方式をそれは伴っているのだろうか。このような問題を点検してはじめて弁証法の初等形式についての発生的研究は私たちにとって有用となるようにおもわれる。なぜならば、そうした研究だけが二つの解のうち第二のものを正当化できるからである。」([11]p.10)ピアジェはこのように問題を立てたうえで、かれのいう「メタ弁証法(*métadialectique*)」の立場を提示する。かれの巧みな表現を引用すると、「すべての弁証法は前進的方式と遡及的方式との循環過程を含んでおり、後者こそが前成的必然性の仮象(*apparence de nécessités préformées*)の形成を説明する一方、真の必然性は弁証法的発展すべての途上および終局に形成されるにすぎない。ひと言でいえば、このような発展は真の必然性の発生を説明すると同時にそれを予定されたものと信じさせる幻想(*illusion*)をも説明し、ひとつのメタ弁証法がスジェをこのような幻想から解放することを期待させるのである」(*Ibid.*,pp.10-11)ということになる。このようなピアジェのカント弁証法解釈は弁証法をあやつる上述の「形而上学のペテン」というカントの手厳しい弁証法批判の態度に相通ずるであろうが、じっさいにはそれ以上の積極的意味をもっていることに着目しなくてはならない。すなわち、かれはカントの背進・前進図式*にもとづいて弁証法の基本形式を肯定的に形式化したばかりでなく、そこからかれのいう「弁証法使い(*dialecticien*)」を批判する視点をも明確にしたのである。それがピアジェのいう「メタ弁証法」、したがって広義の弁証法の内容である。

* これにかんする説明は[26]第2部を見よ。

ii) 弁証法と相互作用および相互依存

ピアジェは発生的認識論との関連で、「スジェ・オブジェ間の相互依存」を強調し、また別の関連では力学の「相互作用」にもふれている。かれは「相互作用」よりも「相互依存」という表現を多用し、弁証法の形式としては「相

互依存」をもっぱら論じている([11]第XII章参照)。私なりの解釈をほどこせば、作用そのものよりも作用しあうオブジェとオブジェとの関係を重視する表現が相互依存であるといえるであろう。したがって、それを相互依存関係あるいは—数学的な形式化をふまえて—相互依存システム*といってもよい。この点は弁証法の普遍的な形式を論ずるばあい、枢要な意味をもってくる。じっさいに、ピアジェは『弁証法の初等形式』の課題をつぎのようにまとめるのである。すなわち「本書の中心となる目標は新しい相互依存を構成するものとしての弁証法の形成を分析することにあろう。それらの相互依存は均衡化の推理局面からなり、意味作用の運搬者である諸行動間の含意によってはたらく。当然ながら、この一般的な枠組みには、止揚、循環性ないしスパイラル、そして相対化のような、弁証法のいっそう古典的な諸特徴の吟味が含まれることになる。」([11]pp.12-13)そこでつぎに、弁証法をさらに形式化し図式化することを試みよう。

* ここで「相互依存システム」と名づけたシステムは、工学システムの数学的表現として圏(category)の概念を用いるならば、「集合と関係の圏(category of sets and relations)」([26]参照)とよばれるであろう。この圏のオブジェクトのクラスはすべての集合のクラスであり、また、 $\text{Hom}(X, Y)$ はすべての関係 $R \subset X \times Y$ の集合である。

D 弁証法的円環ないし弁証法スパイラル

i) 弁証法的円環(cercle dialectique)

ピアジェは「弁証法の初等形式」という表現を用いて、もっとも基本的な、しかも発生的認識論の観点からすると、上述のように、もっとも単純な弁証法の形式をみちびいている。それは、いわば要素的弁証法であろう。かれ自身の主張を総括的にしめす箇所をつぎに訳出しよう。

「『論理的連結』という言葉をもっとも広い意味にとってすべての水準の概念と判断を含むものとする、よく知られた、限定されたかたちの円環があらわれてくるが、私たちはそれを一般的な形で位置づけることにする。判断と概念にかんしてしばしば論じられてきた特殊の変種がある。すなわち、ある論者は判断が概念によってもたらされるという事実を強調し、他の論者は判断のいわゆる本源的な性質を主張する、というようなものである。しかし、(そこにはあきらかに一つの円環があるから)この弁証法的円環は拡大される必要がある。なぜならば、一方では、概念 C と述語 P との関係にたいして、他方では、判断 J と推理 I との関係にたいしておなじ問題が提起されるからである。じっさいに、合成(composition)の順序を追ってみると、概念 C は述語 P のアマルガムであること、判断 J は諸概念 C のあいだの関係づけであること、そして推理 I は判断 J の合成であることが主張されるはずである。しかし、合成から根拠づけ(justification)のほうへ移ると、すべての判断 J が推理 I にもとづいている・・・こと、すべての概念 C の使用が判断 J を必要とすること、そして述語 P は複数の概念を比較した結果であること、

これらのことはあきらかである。」([11]pp.15-16)ここで、ピアジェが引用符をつけて「論理的連結 (connexion logique)」と記している語句の内容はカントが『プロレゴメナ』([4])の § 18 において logische Verknüpfung と表現しているものに相当するだろう。

ところで、以上にのべられていることをカントの『プロレゴメナ』の用語法と対応させてみよう。まず、P(述語または属性)は経験の対象、あるいは主語と述語をしめし、C(概念)は悟性概念一般と純粹悟性概念(カテゴリーと派生概念)に、J(判断)は経験的判断からの普遍的な経験判断(悟性判断)の導出に、そしてI(推理または結論)は理性推理に相当するとかんがえられる。ここから思考の過程(→)は、ひとまず、つぎのように図式化される:

- ① $J \rightarrow C \cdots$ Satz(命題ないし定立)、過程(→)にそくしていえば、「前進」過程あるいは「総合」にいたる過程、
- ② $C \rightarrow J \cdots$ Gegensatz(対立命題ないし反定立)、過程にそくしていえば、「背進」あるいは「分析」過程。

①と②を一括して COJ と記すことにしよう。そうすると、「弁証法的円環」ができあがる。それは一つの連続する総合命題 (synthetischer Satz) を形成するだろう。しかし、 COJ は連続的に拡張されなくてはならない。すなわち、その両側に POC および JOI が連結される必要がある。こうして三つの「弁証法的円環」がみちびかれる。したがって、C の位置に $P \rightarrow C \rightarrow J \rightarrow I$ (構成過程)をおき、J の位置に $I \rightarrow J \rightarrow C \rightarrow P$ (分解過程ないし遡及過程)をおくと、前者は「前進」であり後者は「背進」であると解釈されよう。一方を総合過程または総合、他方を分析過程または分析とよぶことにする。両方の過程を連結すると、 $[P \rightarrow C \rightarrow J \rightarrow I] \circ [I \rightarrow J \rightarrow C \rightarrow P]$ という弁証法スパイラルができあがるわけである。簡潔にいいあらわすと、 $POCOJOI$ となる。経験との類比をおこなうならば、 POC : 青い → 青空、宝石、コバルトなど、空間的制約がなく地表を蔽う → 青空、 COJ : 青空 → 空は青とはかぎらずという判断 → 青空、曇り空、夜空 (C の拡充) → 空は赤いという判断、 JOI : 空が赤いという判断 → 可能性の推理 (火の色としての赤 → 火山の噴火などの物理的偶発事件、人間による放火) → 物理的偶発事件でないという判断 → 人間による放火 (犯罪、戦争) → 戦争の可能性が高いという判断 → 戦争空間としての世界認識 … 等々という具合である。

以上のことをピアジェ自身の表現で要約すれば、つぎのように整理されよう。「二つの経過順序 $P \rightarrow C \rightarrow J \rightarrow I$ および $I \rightarrow J \rightarrow C \rightarrow P$ は不可分ではあるけれども悪循環ではない。異なる意味作用をもっているからである。他方、問題となるのは(たえず内容が変化するためスパイラルのかたちをとる)基本的な弁証法的循環 (circularité dialectique) である。それは、一方では、全認識の基礎である論理に関係するが、他方でそれは弁証法の源泉である一般的な発生的循環 (circulation génétique) の一表現である。こうしたことを私たちは意味作用の円環 (cercle)、そしてまた、『形成的な含意

(implication constituante)』の円環とよぶことにする。」([11]p.16)しかし、ここで一つの問題が生じる。たとえば、JOIにかんして重要な例をあげよう。真偽判断と推理との関係である。命題論理にかんしてしばしばとりあげられる真理値表における真と偽とを置き換えて、いわば「虚偽値表」をつくる、つまり真理値表の双対をとることにしよう。そのばあい、「虚偽値表」から論理システムをつくって推論を実行することは可能であろう。そうすると、JOIはスパイラルを形成することなく、たんなる円環を反復して生成させるばかりであろう。ここにしめされるのは詭弁推理の極限的ケースである。現実の詭弁は局所的な真偽の置き換えによっておこなわれるであろう。それは「嘘と秘密」を介して巧妙に組みたてられる。いま少し敷衍していえば、こういうことになる。すなわち、まず、秘密によって情報集合は制限される。つぎに、利用可能な情報のうち、ある有限個を抽出し(他の情報を秘密にして)ひとつの有限情報集合Fをつくるとする。そうすると、Fからひとつの論理システムを構成することができる。そこに虚偽情報を挿入していっそう整った情報システム(論理システム)Iが構成できる。このとき、Iの枠内で判断→推理を実行(思考)することが「強制」される。これがいわゆる「(虚偽)情報操作」であろう。これこそは典型的な詭弁弁証法をあらわす論理システムの構成につながるであろう。(詭弁弁証法についてはⅢにおいてあらためてとりあげよう。)

ii) 弁証法スパイラル

以上のように、ピアジェのいう「弁証法的循環」の基本形は、形式的にはかれのいうスパイラルとしてあらわされる。かれは「弁証法的循環」を「弁証法スパイラル」といい換えている。そのスパイラルの形状は、ひとまず、直交する2次元空間(平面)への射影(軌跡)が一方では円であり、他方ではジグザグ線であるような単純スパイラル(simple spiral)である。一方の空間を平面、他方の空間を立面とよべば、これらの射影は平面図および立面図をしめすであろう。したがって、上述の「弁証法的円環」は「弁証法スパイラル」の特殊ケースと見なされなくてはならない。

そこで、このような図形的イメージはひとまず措いて、「円環」と「スパイラル」とのちがいはどのような基準によって明示されるかという問題が解決されなくてはならない。一言でいえば、後者は一般的になんらかのヌボテないし均衡状態を生成させ、しかもそれを連続する起点としてつぎの「円環」形成につながっていくであろう。したがって、たんなる「弁証法的循環」が形成されるだけで過程が終了するばあいとスパイラルを描くばあいとの区別が不可欠となる。もとより、弁証法スパイラルが詭弁推理の形式となることもありうる点に注意する必要がある。というのは、ヌボテが往々にしてさまざまな付会(こじつけ)を引きおこす起点となるからである*。そのばあい、ヌボテは弁証法の過程を連続させる出発点になるという状況よりも、多様な外観をしめしつつ種々のヌボテが並存する、という状況のほうが一般的であろう。

* たとえば、「発展」とか「躍進」とかいう表現をともなって弁証法のイデ

オロギー化がおこなわれるばあいなどが想起される(後述参照)。

以上のような区別立てを一応念頭に置いたうえで、今後は「弁証法的循環」ないし「弁証法スパイラル」あるいは、過程の循環を前提とする「弁証法的総合」といった表現をほぼ同義語として用いることにする。そのうえで、つぎに視点を変えて弁証法的詭弁ないし詭弁弁証法についてまとめて論じておくことにしよう。

Ⅲ 詭弁弁証法

特定の社会集団においては、秘密によって情報集合は制限される。この制限を実行できるスジェを、ひとまず、管理者とよんでおこう。みずからはこの制限を実行できず、もっぱら制限された情報しか享受できないスジェを受理者と名づける。管理者は利用可能な情報のうち、ある有限個を抽出し(他の情報を秘密にして)ひとつの有限情報集合 F をつくることができると仮定する。そうすると、 F から二つの論理システムを構成することができる。

まず、 F 自体がシステム化されて論理システム λ がつくられるばあいであり、それは制限情報システムと称される。映画制作に多用されてきた、いわゆるモンタージュの手法がつくりだすシステムがその典型例であろう。口と鳥の視覚像が「鳴」という表意文字を生みだしたように、モンタージュは受理者にたいして一種の幻像(phantom)を産出する*。つぎに、管理者が制限情報システム λ に(形式的に「真」として処理される)虚偽情報を挿入すると、いっそう整った情報システム ϕ を構成することが可能になる。 ϕ は偽情報システムともよばれるであろう。このとき、受理者は ϕ の枠内で判断→推理を実行(思考)することが「強制」される**。 ϕ は偽情報にもとづく情報操作の手段となりうる。これは「詭弁」のシステム論的ないい換えである。それでは、詭弁の本来的な意味はどういうものであろうか。カントの古典的議論にそくして、この問いにたいする答えを簡単にまとめておこう。

* ナチスが政治宣伝のためにモンタージュの効果を活用したことは周知であろう。それは映画「戦艦ポチョムキン」に使われたモンタージュ技法の政治的「応用」であった。

** ただし、この「強制」は数学基礎論に登場する強制法(forcing)とはなんら関わりをもたないことに注意すべきである。というのは、この論理操作自体は、形式的には通常の論理操作とまったく同一であるから、強制法の手順になんら影響をおよぼすことがないからである。

カントは『論理学』(文献[3])のなかで「誤謬推理」と詭弁とをつぎのように区別している。「形式にそくして偽りである理性推理は、正しい推理の仮象を具えているとはいえ、虚偽推理(fallacia)とよばれる。虚偽推理は、自分自身を騙すかぎりでは誤謬推理(Paralogismus)であり、他者を騙すつもりでおこなうかぎりでは詭弁(Sophisma)である。」(§ 90)かれの説明からみち

ひかれる詭弁の属性は「騙す」という目的意識が存在すること、それが他者にたいする社会的意識をともなっていることである。

ところで、詭弁の前提となる「虚偽推理」には3種類ある。①真であることを偽と判断する虚偽推理、②偽であることを真であると判断する虚偽推理、③真偽不明なものを真偽確定と判断する虚偽推理である。(ここにはすでに判断と推理の弁証法(JOI)がはたらいっていることに注意！)③の典型例はゼノンの逆理である。それは空間の局所性と大域性とを同等と見なした結果である。

しかし、詭弁を実行するうえでしばしばおこなわれるのは形式的に正しく構成された論理システムを機能させることである。そのために、詭弁を実行しようとするスジェ(たとえば、政治的支配者)は判断にとって実質的に真である情報集合を制限し(秘密)、必要に応じて形式的に真である情報を追加し、こうして実質的に真であるべき*判断を偽と判断する(嘘をつく)条件を整える。さらにまた詭弁家は情報集合の基数(濃度)を低下させることによって判断のドメインを制限し(特定判断の「強制」)、詭弁の正当化を計るのである。詭弁の最悪の結末は詭弁家の思惑を理解していない人物が詭弁を弄するによって引きおこされるであろう。

* この「べき」はカントのいうSollen(当為)として解釈されうる(『プロレゴメナ』[4]、§ 53 参照)。かれによれば、それは理性による判断にかかわるが、当為と実質的な真理との関連は広い意味で真理論の問題であろう。

詭弁の弁証法の基本的な輪郭は以上のようにまとめられる。弁証法が思考の弁証法であるかぎりでは詭弁が付きものとなる。そうした詭弁の弁証法を大きく制約するのが行動の弁証法である。詭弁が行動に直結する前に行動の弁証法が思考の弁証法のもたらす矛盾を「止揚」するのである(両足を同時にあげることはできないのだから!)。このことをあきらかにしたことはピアジェの弁証法理論の功績である。つぎに、この論点にふれたうえで弁証法的総合についての図式的なまとめを試みておく。

IV 弁証法的総合の図式

弁証法を思考様式に限定してしまうと、しばしば、詭弁弁証法を誘発する危険が高まるであろう。それを避けるためには、ピアジェの試みたように、弁証法の二重の側面を区別しておくことは有用である。もっとも、そのことによって弁証法的な詭弁がすべて回避されるわけではないのだが。

A ピアジェにおける弁証法理解の独自性

すでに指摘したように、ピアジェの弁証法理解における独自の解釈はそれを二重の側面から考察している点である。かれは「弁証法の初等形式」あるいは要素的弁証法を、まず思考にそくして考察したのち、発生的認識論と関係づけるために行動(動作と操作)の弁証法を構築しようとする。ここにかれの弁証法理論の独自性がある。発生的認識論においては思考自

体の作用の発生以前に、かれのいう「感覚運動」的水準において思考と連動した行動としての認識が成立している。そこでつぎのような対応関係がしめされることになる([11]pp.42-43)。

i) 述語……オブジェないしオブザバブル(スジェの観察できるオブジェ)の同化(assimilation)

ii) 概念……同化のシエマ

iii) 判断……新たな帰属と下位のシエマへの細分化

iv) 推理……シエマの協応(coordination)。

とくに、行動の弁証法がもつ属性として注目されるのは、そこには否定や矛盾よりも構成のほうに優越的な意味が付与される点である。行動にとっては否定や矛盾は容易に回避されうるからである。他方、行動は生成と構成とを同時に指向するから、そこでは弁証法的総合(弁証法スパイラル)の意味がいつそう明瞭になってくる。したがって、ヌボテの構成が弁証法の到達点として「均衡化されたシステム」に直結することになる。その運動は相互依存関係を均衡化させるのである。じっさいに、ピアジェの「一般的結論」は相互依存の類型構成というかたちをとっている。

ところで、かれが行動を観察する対象として発達過程にある児童をとりあげていることには特別の意味がこめられている。じっさいに、そこにはカントの認識論の影響が色濃く反映しているようにおもわれる。認識するスジェとしての児童は、カントのいう「理性的存在者」へと「成長」する途上にある人間である。しかも、児童の認識活動にとって(さらには、生体一般にとって)行動は思考に先行している。そうした意味で、すなわち、変換システムとしての人間の認識が「理性的存在者」に向かっていかなる経路をたどりつつ「発達」するのかを実験的に観察するうえで、児童の認識活動(行動)は絶好の素材を提供してくれるのである。また、ピアジェはこの実験をつうじてカントのいう「自由」と「自然必然性」との概念的区別を変換システムとしての人間の「成長」過程に置きかえて形而上学からの方法的離脱を試みている。というのは、カントは「理性的存在者のすべての行動はこれらの行動が現象……であるかぎり自然必然性に支配されているけれども、しかしこのおなじ行動は理性的スジェとその能力—すなわち、理性にしたがってのみ行動するという能力—とにかんしては自由である」([4] § 53)といているが、「自由」の視点から児童行動の「発達」を追跡しようというのがピアジェの目論見にほかならないからである。他方で、「自然必然性」の視点からみちびかれる因果性(原因の作用)は弁証法的な相互依存関係へと変換されつつ、認識スジェ(児童)にとって思考のオブジェを形成する素材となるのである。

B 弁証法的総合

以上の考察からピアジェの弁証法はカントの総合概念を産出する行動および思考の過程の構成をさす表現であるともかんがえられる。すなわち、構成される過程の総括(Inbegriff)としての弁証法的総合が議論の中心にお

かれるべきであろう。したがって、この総合にいたる過程（総合過程）を構成する要素として随伴的に—というのは、弁証法の行動的側面が不可分であることから—「否定」や「矛盾」が位置づけられることになる。

ここでは、弁証法的総合を二つの側面から整理して図式化するだけにとどめよう。

i) 思考の弁証法

思考の弁証法は可逆的過程をたどる。基本的な方向は、総合（構成）と分析（分解）の繰り返し→均衡ないしヌボテの生成、というかたちに図式化される。そのばあい、弁証法的総合は詭弁的弁証法の温床ともなりうる。虚偽の均衡ないし虚偽のヌボテが反復され「再生産」される可能性が高くなるからである。

ii) 行動の弁証法

行動の弁証法は機械的可逆性（いわば、シーシュポスの反復）をともなっているばあいには、オブジェの構築と分解の可逆性→均衡ないしヌボテの生成という図式のもとに、i)と同様の危険をもたらさうであろう。しかし、とりわけ物理的不可逆性が随伴するケースでは、オブジェの構築と破壊→消滅、あるいは可逆的な思考モデルのオブジェへの「帰属 (attribution)*」行為とその反復→「帰属」モデルとオブジェとの相互依存関係（実験的検証）、といった図式が成立するであろう。これらの図式のもとでは虚偽の均衡やヌボテは排除されうる。

* 経験科学的認識にとって「帰属」は枢要の意味をもつ。とりあえず、[10]および[26]を参照。

C 科学的認識の弁証法的総合

システムの観点からいえば、弁証法そのものはオペレータと見なされる。正確にいえば、相互的な因果帰属（カントのカテゴリー分類にそくしていえば、Gemeinschaft）の複合的なオペレータが弁証法である。数学の圏（category）の概念構成に対応させると、morphism が弁証法に相当する。弁証法的総合のシステムのばあい、圏の domain と codomain とは一致してヌボテとなり、そのヌボテは繰り返し出現するからそれは変換システムとなる。科学的認識はこのような弁証法的総合の変換システムをたえず産出し、しかもそこで分析・総合過程が反復される。その過程を構成する個別の契機はつぎのように区別される。

i) 前科学的認識

弁証法的総合の結果として生成するヌボテの具体性が具体的認識オブジェを介してつねに保存される認識が前科学的認識である。文学を不可欠の部分として含む芸術的認識、そして歴史認識がその典型であろう。歴史主義者の主張するような歴史認識と科学的認識とのつながりはそれほど明白ではないのであって、歴史が科学的認識の前提として必須の意味をもつことはまちがいないが、歴史「研究」が科学と直結するわけではまったくな

い*。いわゆる構造史あるいは思想史というのは構造や思想の歴史ではなく、構造・思想の生成過程(弁証法的過程!)の科学的分析であり、知識社会学や科学社会学といった社会科学の領域に近いであろう。

* 20世紀後半の日本の「社会科学」が未熟なままに衰退してしまった有力な原因の一つは、本来であれば社会科学を担うべきであった(衆人)専門家たち(mass specialists)がこの点の認識を怠ったか、あるいは無視して歴史主義に走ったことにあるのではなかろうか。また、おそらく、日本に構造主義(フランス流の新カント派認識論)が経験科学の方法として定着しなかった理由も同様であろう。

ii) 科学的認識

ヌボテの具体性が具体的または抽象的図式を介して再生される認識が科学的認識である。このばあい、抽象的図式は因果性に帰着するか規範の解釈に帰着するかのいずれかであるが、自然一般(カントのいう「質料的意味の自然」と「形式的意味の自然」*)をオブジェとする構成的認識の図式でもある。したがって、狭義の自然科学も、いわゆる社会科学も共通の抽象的図式に依拠していることになる。

* この区別については、とりあえず、[4]および[26]第3部第3章を参照せよ。

iii) メタ科学的認識

メタ科学的認識というのは、認識過程を構成する弁証法的総合の創造するヌボテの抽象性が認識のオブジェとしてあらわれる認識である。そのばあい、ヌボテが開いたシステム(ネットワーク)を形成するのが数学的認識であり、閉じたシステムとしてヌボテの構成の繰りかえされるのが形而上学的認識である。この区別がカントによる認識の二分法にもとづいていることはいうまでもない([2]の超越論的方法論、参照)。

科学的認識においてはこれらの個別的な契機が、i)からii)へ、iii)からii)へ、という方向にしたがって、いわば協応される(coordonné)ことになる。

以上のような弁証法概念の理解にもとづいて、つぎにその具体的な適用を試みよう。適用の対象は思想である。

第2章 思想の弁証法

思想(Gedanken, thoughts)は人間の思考(thinking)と行動(action)による知識の集合であって、それは人間の生成への志向(Intention)—幼児性への回帰—のかたちでもある。思考による認識能力の未発達な、動物一般としての人間はもっぱら行動(動作と操作)による認識によって生体(organism)としての自己の生成へと志向するから、その意味では思想を形成しえない。人間が人間としての生成に志向して思考と行動とを統一(総

合)していくのはどのようにしてか。この疑問に答えを見いだそうとする科学ないし学問*は、ピアジェによって枠組みのあたえられた発達心理(心理発生)学であろう。それは同時に、かれのいう発生的認識論の構成へとつなげられて科学的認識論の新境地が開拓されたことは周知であろう。

* 日本語では「学問」は「科学」の上位概念であることを含意している。英語の science ではなく、ドイツ語の Wissenschaft のほうに近いであろう。しかし、今後は両者を区別することなく、使用することにする。

ところで、思想という概念は上位概念としての思想(thoughts)とそれに含まれる下位概念としての思想(ways of thinking)からなっている。システムの言葉で正確に言い換えれば、下位概念としての思想、すなわち思考システム(thinking systems)のアウトプットとしての思考システム(systems of thinking systems)が上位概念としての思想である(私の論文「ピアジェの方法的構造主義」[26]を参照)。後者は思考過程(thinking process)と行動過程(doing process)の相互(依存)作用*の結果として弁証法的にみちびかれる「均衡化された」(ピアジェ)システムとして、相対的な意味で静態システムである。また、思考過程自体のなかにも弁証法が見いだされる。というのは、思想内容の深さと広さとは相互作用をもつからである。こうした意味での思想としては、たとえば、数学思想があげられよう。他方、行動過程として観察や実験の経験的な所与を前提とする自然(科学)思想もまた思想であろう。広い意味の自然思想や、平和思想ないし自由思想**のような社会思想も同様の属性を具えてはいるが、往々にしてそれ以上の特徴をもっている。とくに社会思想は二つの要素(概念)を含んでいる。あるいは、二つの不可分の側面をもつ、といったほうが正確であろう。ユートピア(das Ideal、ネガティブな英語表現では、nowhere)とイデオロギーがそれである。今後、思想とよぶのは、とりわけ social thoughts としての思想である。ところで、弁証法との関連でこの種の思想を分析するにあいには、いくつかの局面に生起する弁証法が混在していることに留意しなくてはならない。ユートピア相互間の弁証法、ユートピアとイデオロギーとの弁証法、それからイデオロギー相互の弁証法である。

* 相互作用(interaction)と相互依存(interdependence)とは厳密には区別されて使われるべき言葉であろう。じっさいに、後者はオブジェとオブジェとの関係を重視した表現である(前章ⅡC参照)。しかし、今後は両者を論理的に区別することなく、もっぱら相互作用という表現を使うことにする。

** 「平和(peace)」という言葉の指示するのは、機能的には「均衡状態」でしかない。しかし、そこにはシステム化可能であってもシステム化の実現されえない、その意味で「永遠」に保存されるユートピアの契機が含まれてはいる。そのような危うさゆえに、「平和思想」はひとたびイデオロギー化されると「平和思想」でなくなってしまう可能性がきわめて大きいともいえよう。他方、「自由」には思考と行動の純粋な可能性としての抽象的な、社会に

媒介されないユートピアが深く内在している。この点で「平和思想」とはちがって、一定の静態的なシステムとしての属性を保存しうる。しかし、「自由思想」はその開いたシステム特性ゆえに、たえずイデオロギー化への傾向をあらわにし、しばしばそれを現実化してきた。ところで、「平和」は戦争という、武力をもつ国家どうしの交戦過程（相互作用の過程）の「止揚」として、すなわち弁証法的過程の「均衡」としてかんがえられる行動の目標でもあるから、「講和」という日本語訳のほうがふさわしいばあいがある。

I ユートピアとイデオロギー

A ユートピア

ユートピアの概念的意味をあきらかにすることからはじめよう。ユートピアは nowhere と表現されるアприオリな理性概念である。しかし、ユートピアの上位概念としての「思想」は、今しがたのべたように、人間の人間としての生成に志向するから、ユートピアという言葉が出現したのちに造られた dystopia の表現する概念内容は思想ではない。こうした意味に限定したうえで、ユートピアはプラトンのイデア(エイダス)に概念的に含まれるといえよう。したがって、ユートピアは経験によって認識される具体的な場所ではない。じつは、「場所」を超えた存在としてユートピアは存在している。概念のユートピアを指定することもできるからである(「理想型」!)。カントにならっていえば、ユートピアは超越論的理念としての Ideal(理想)に該当するともいえよう。

ユートピアは理性概念であるから、それについての推理はカントのいう理性推理にほかならない。したがって、ユートピアは理性推理に特有の制約をつねに課されている。と同時に、ユートピア相互の関係が「正統と異端」といった相互作用の内在する弁証法的2項関係に転化するばあいもありうる。たとえば、自然科学におけるように。

ユートピアは構造、それゆえにシステムとなりうるばあいとそうでないばあいとがありうる。システムとして解釈可能であるときにそれは「常住不変な (beharrlich)」—しかし、相対的な—静態システムとして規定されうる。

ユートピアとしての思想の例をあげよう。まず、形と数の思想として数学の思想がある。おなじく、物象(「質料的意味の自然」)の思想として物理学の思想があり、とくに生体(オーガニズム)の思想としては生物学の思想がある。しかし、生物学の思想は多くの社会的イデオロギーの源泉ともなってきたから、数学思想や物理学思想のような自然科学思想あるいは純粹ユートピア思想とは明確に区別されなくてはならない。他方、社会思想のなかには多くのユートピア思想が存在する。コミュニティ(共同体)の思想(多彩な共産主義諸思想)、社会的自由の思想とそれに根元をもつ民主シーの思想、法思想、経済思想、文学・芸術の思想等々、じつにさまざまである。しかし、社会思想の根底にあってそれを大きく制約するのは自由と民主シーの思想である。とりわけ自由は、現実にはイデオロギーとしてしか存立

できない抽象的ユートピアであるから、それを永続的な思想と見なすことはむずかしい*。だが、このむずかしさの克服は、人類の存続の可能性にたいする試金石として意識的にもとめられなくてはならない。そうした試みの一つを提供したのは宗教思想、わけでもキリスト教思想であろう。

* 動物一般の自由を人間が喪失したところから、人間の本源的に制約された自由がはじまることを直観的に捉えたのは詩人のリルケ(Rainer Maria Rilke)である。かれの『ドゥイノの悲歌』(第8の悲歌)を想起せよ。

人間はいかなる人間的制約からも自由であること、したがって自己支配のみが人間の本来の生き方であるということは、ユートピア概念を介してはじめて現実的意味をもちうるであろう。すなわち、人間が自由であることはだれからも支配されないということの意味するが、それは神による心の、したがって人間の内面の支配と同等である。それは神の支配する、いわば「自由の王国」というユートピアを原理的な基礎とするであろう。ここにユートピア思想としてのキリスト教の意味がもとめられよう。もっと一般化していえば、ユートピアは心のなかにのみ存在するからユートピアは「どこにもない(nowhere)」あるものと同等的なものである。こうしたユートピア思想から、人間の社会的自由と人間諸個人の平等の理念がみちびかれる。「自由」に社会的という形容詞がつくわけは、人間社会においては自己の自由が必然的に他者の自由とむすびついているからである。

なお、自由とデモクラシーについてはⅡにおいてあらためてとりあげることにしよう。

B イデオロギー

思想がとくに社会を媒介にして変換システムとなると、それはイデオロギーとよばれるであろう*。ユートピアを欠いた純粋イデオロギーの例としては全体主義、資本主義、あるいは拝金主義(mammonism)、私生活中心主義(privatism)など際限なく列挙されうる。思想がイデオロギーとしての側面をあらわにすればするほど、もともとそこに内在しているユートピアは移ろいやすくなる。思想概念の焼き直しという意味で—良かれ悪しかれ—「換骨奪胎」がすすむのである。この過程は不可逆的である。ユートピアへの部分的回帰はありうるが、それはイデオロギーの機能の一局面にすぎない。その作用が機能する主要局面は補完イデオロギーの産出過程であって、その過程はイデオロギーの歴史を特徴づけている。

* この意味規定は、まちがいではないが、簡略にすぎるかもしれない。詳しい意味内容が必要な向きには、[24]および[26]第2部の参照をもとめておく。

共産主義思想の変遷はこの過程を典型的に表現している。共産主義それ自体は本来ユートピア思想であるが、共産主義という言葉で類別される

諸思想 (ideas of community) を統一してそれをイデオロギーに「純化」したものがマルクスの共産主義思想であろう。そのイデオロギー・システムは、ことに補完イデオロギーとしてのマルクス主義によって急速な展開をとげた。マルクス主義のイデオロギータちは、さらにそれを補完する多くのイデオロギー集合を産出しつづけ、詭弁推理 (第1章Ⅲを想起せよ) の可能性を飛躍的に高めた。「プロレタリア独裁」というレーニンの案出した補完イデオロギーはとくに強力な機能をはたした。とりわけ、そのイデオロギーは既存の共産主義イデオロギーをオートクラシー (専制政治あるいは独裁政治) * とむすびつけ、独裁政治を原理的に否定する諸思想を一掃したのである。このばあい、独裁そのものと独裁政治とを区別しなくてはならないケースもありうる。すなわち、デモクラシーのもとでも局所的に成立しうる形式的な独裁は変換システムとしてオートクラシーに移行する可能性をもつからである。この論点が弁証法的循環 (第1章ⅡのD参照) の例題を提供してくれることはのちに見るであろう。

* 今後、専制政治と独裁政治とをおなじ意味で、しかもオートクラシーという単一の表現で用いることにする。デモクラシーの対立概念であることを明確にするためである。

C ユートピアとイデオロギーの弁証法

レーニンのマルクス主義的言動におけるユートピアとイデオロギーとの相関が弁証法的循環を形成することを文献にそくして (弁証法的に、ではなく) みごとに解釈したのはハンス・ケルゼン (Hans Kelsen) であった。かれはレーニンにおいてユートピア思想としてのアナーキズム (「国家の死滅」) とプロレタリア独裁のイデオロギーとが思弁的に折り合いをつけられた不可解な事実を指摘している。かれは『国家と革命』やその他の著作のなかで展開されたレーニンの一種の詭弁的主張 (「理論システム」) が「理解困難」であると、その理由をこうのべている。すなわち、レーニンは「一方で全経済生活・全文化生活を厳格かつ権威的に組織すること、つまり全社会の国家化 (Verstaatlichung) を唱えながら、他方でアナーキズムの国家なき状態をも唱える*」 (『デモクラシーの本質と価値について』第1版、[5] S.25) からである。このアナーキズムへの傾向は「ボルシェヴィズムがラディカルなデモクラシーにほかならないことをしめしている」と指摘したうえで、ケルゼンはさらにつぎのように論じた。「しかしボルシェヴィズムが民主的性格をしめすのは理論においてであって、実践においてはそれほどでない。・・・レーニンは、労働者・兵士ソビエト (Räte) の中央執行委員会においておこなった報告において、生産の完全な混沌状態を眼にして、独裁を、しかもプロレタリア独裁ではなく諸個人の独裁を要求している。これはほとんど、ボルシェヴィズムの破産を悲劇的に告白したものとというる。」と (Ibid., SS.25-6)。こうのべたうえで、かれはレーニン自身によるつぎの言明を引用する。すなわち、『革命はいまや最古・最強の、最も重い桎梏を打破した。それはもう昨日のことだ。

この同一の革命は、社会主義のために、民衆が労働過程の指揮者の統一的意志に異議なく服従することを要求している』というわけである。このもっともらしく粉飾された言葉の意味をさらに敷衍して、ケルゼンはつぎのような説得力のある解釈をほどこしている。「この労働過程の指揮者の意思は、『労働におけるソビエト指揮者の意思であり、そこでの独裁者の意思である』とされる。この専制政治 (Autokratie) が、自己を正当化するために代表の擬制 (Repräsentationsfiktion) を用いないはずがない。レーニンがこの要求を正当化するにあたって、『革命運動史上、個人の独裁はしばしば革命的階級の代弁者・担い手・先導者であった』と主張したのは不思議ではない。」(Ibid., S.26)と。ここにしめされたレーニンのソビエト「代表」独裁の容認論は弁証法の帰結として成立する「均衡」ないしヌボテの存在を実証できごとであったともいえよう。しかし、この「均衡」から真のヌボテ(真の「止揚」)が生じなかったことも歴史的事実である。むしろ、イデオロギーが優位性を確保するかたちで「均衡」は崩れ、偽りの「止揚」がおこなわれたのである。その結果、「プロレタリア」という観念的な集団の「代表」たちのオートクラシーが前面にあらわれてきた。スターリニズムとよばれるオートクラシーシステムがそれである。

* この引用文の下線部分は原文がゲシュペルトであることをしめしている。ケルゼンの著作(とくに[6])にはゲシュペルトの表記が多いが、以下では同様に下線表記を用いることとする。

II 自由とデモクラシー

私はオートクラシー、したがってとくに全体主義のイデオロギーを分析する手がかりをもとめて、まず自由を、つぎにデモクラシーを論ずることからはじめよう。この課題の探求は思想の弁証法というシステムの分析にとって好個の練習問題を提供するのであろう。

A 自由な人格の形成

まず、心理発生の視点から自由の社会的な意識化のすじみちをしめすことにしよう。無意識の自然的な自由あるいは原生的自由(リルケが詩的表現で直観した自由)は幼児を含めて生体(オーガニズム)一般が具えている。しかし、原生的自由から社会的自由への移行(生体一般から人間への発達)は、ひとまず、ピアジェのいう「脱中心化(décentration)」の発達段階に対応させて(サルトル[Sartre]のというような engagement を能動的な制約条件として)規定されるであろう。じっさいに、スジェにおける「脱中心化」の過程そのものが人間としての抽象的な社会意識の契機を含んでいるのである。それはスジェにおける自己と他者(別のスジェ)の意識、あるいは他者としての自己の意識である。そこに社会的脱中心化があらわれる。しかし、同時に人間の知能発達に見られる段階にそくしていえば、いわゆる「形式的操作期」に対応する知能発達の飛躍が不可欠である。その十全な実現にとっては、いろいろな社会的局面における教育が決定的な契機となる。さ

もないと、人間の知能発達はプラトー状況からぬけ出せずには停滞してしまうだろう*。

* 心理発達の停滞(プラトー状況)のひとつの深刻な帰結は「健常者」であるマス(「成人」)において知能発達、とりわけ社会的知能の発達が停滞するか、遅れる事態であろう([26]第2部参照)。それは、(適当な修正をほどこした)知能指数が持続的に100を下回ることによってしめされるかもしれない。このことは、後述のオクロス層の多数派支配(Ⅲ参照)にも深く関係してくるであろう。

しかし、当面の関心事は自由の社会性である。そこで、社会的自由の形成について、その概念的な輪郭をしめしておく。社会的自由の形成と自由のシステムにおけるその機能についてはハンス・ケルゼン(Hans Kelsen)がその著作『デモクラシーの本質と価値について』[6]*—以下では『デモクラシー』と略記する—のなかで、ルソーの古典的著作『社会契約論』([12])のスピリットを理論的に継承して子細に論じている。すなわち、社会的自由は自然的自由から「剥離され」、ある意味で自然的自由と対立しつつ形成されるのである。そこから自由のシステム一般もみちびかれよう。そのためには自由のシステムをどのように理解するかが前提となる。

* この著作においてかれはデモクラシーの基本構造を、おりにふれてカントに由来するとおもわれる弁証法的推理を巧みに駆使しつつ、理論的に描きだしている。じっさいに、後述するように、かれのデモクラシー論の元となっている方法論はおおむねカントの批判哲学にもとづいているのである。なお、本著作には第1版([5])が存在する。それを拡充・整理したものが[6]である。また、私は本稿においてデモクラシーにかんする多くの「古典的」諸著作に言及しなかった。そのわけは、それらが歴史主義的なデモクラシー論に偏しているか、あるいはケルゼンの構築したような理論的デモクラシー論を素通りしている(たとえば、経済学者シュンペーター[Joseph A. Schumpeter]の議論がそうである)ためである。

そのばあい、ひとまず、手がかりとなる素材を提供しているのが法哲学者尾高朝雄の『自由の体系』([16])という小著である。かれはドイツの法学者イェーリンク(Rudolf von Jhering)がローマ法の評価にあたって重視した「自由の体系」という視点を重視し、「強制の体系」をこれに対置させ(今後は前者を「自由のシステム」、後者を「強制のシステム」とよぶことにする)、自由主義の、したがって民主主義のイデオロギーと「共産主義」(ここでかれが「共産主義」といっているのは、いわゆるマルクス・レーニン主義にほかならない)のイデオロギーとを比較している。システムをもつばら静態システムとして捉えている点、そしてイデオロギーと思想とを理論的に区別できていない点を度外視することができるのであれば、かれの議論はおおむね現実的な経験的妥当性をもつかもしいないが、自由とデモクラシーとの理論的

関連をあきらかにするうえではあまり役に立たない*。その関連を問うにはケルゼンの精緻な議論を詳しく検討する必要がある。

* じっさいに、尾高の議論は、ドイツ留学時代の師であったハンス・ケルゼンの見解のかなり浅薄な読みかえにすぎない。かれの議論は内容に乏しく、また分析の深みもない。この評価はかれの「法哲学」一般にかんする諸著作のばあいにもあてはまる。

ケルゼンはデモクラシーとオートクラシーという二つのイデオロギー*の「弁証法的対立」からデモクラシーの「本質**」を捉えようとしたが、しかし、かれの議論はシステムを実質的に動的な変換システムとして—この表現をかれ自身は使っていないが—認識している点で尾高のばあいと決定的に異なっている。このちがいはきわめて重要である。その理由の一端は、思想の社会的変換システムとしてのイデオロギー概念が「共産主義」についてもデモクラシーについても妥当することを実質的にケルゼンが認識しているからであるが、そればかりではない。第二の理由は、自由のシステムが、オートクラシーのような「権威 (Autorität)」によるのではなく、「多数」の原理***を媒介にして、「強制秩序 (Zwangsordnung)」という意味での政治的な強制のシステムであるデモクラシーを産出するからである([6]参照)。それでは、自由のシステムの構成員である個人はいかなるシステムと見なされるであろうか。これがつぎの問題である。

* かれはイデオロギーと思想とを概念的に区別することなく用いており、しかも、もっぱらイデオロギーという表現を多用している。私はケルゼンの立論を評釈するばあいにもIでのべた意味でのイデオロギー概念を使うことにするが、その結果、論旨に大きなズレが生ずることはないようにおもわれる。

** かれが「本質 (Wesen)」と名づけていることがらをシステムの観点からいえば、多様な変換システムを産出する基本システムが「本質」であって、それ自体は静態システムである。かれのいう「形式的デモクラシー」([6]第9章、参照)はまさしくそれである。ピアジェの「方法的構造主義」の立場([26]参照)にあやかって数学の言葉であらわすならば、それは相対的に「大きい」圏(数学用語としてのcategory)を構成する。たとえば、群の圏にはさまざまな変換システムとしての具体的な群が包摂されている。

*** ケルゼンのいう「多数原理」については後述。

B 自由な個人の変換システム

自由な個人(スジェ)は社会的な変換システムを形成する。とくに、自己制御から自己支配にいたる変換システムを創出する。

i) 自己制御

自己制御のスジェとなりうる人間は社会的自由を意識する個人である。しかし、そうした個人はつねに自己の社会意識に制約されうるから他者意識による制限がいつでも可能となる。とくに、他者のための自己制御は、ネ

ガティブな意味でのセルフ・コントロールあるいは(俗語として使われる)「忖度」である。一般に社会的意識または社会的自己意識に制約された自己制御が社会的自己制御である。それはさまざまな社会的協応をもたらすであろうが、同時に多様なオポチュニズムの心理的土台を形成し、社会的な責任能力の尺度となる。

ii) 自己支配

自己制御が他者支配の否定あるいは捨象にもとづいておこなわれるばあいが自己支配である。自己支配のユートピアとしてデモクラシーがあらわれる。どのようにしてであろうか。この疑問に理論的な解決をあたえようとしたのがケルゼンであった。かれの議論には発達心理学の観点から自己支配(→自己制御)を根拠づけるといった分析作業が欠けており、自己支配の存在は前提されるにとどまっている。この点では、上述のように、ピアジェの議論が不可欠であるが、社会的自由との関連で自己支配の社会的意味をあきらかにしたことはケルゼンの功績であろう。かれはつぎのように論じている。「社会が、ましてや国家が存在すべきものであるならば、人間たちの相互関係を拘束する一つの秩序が、したがって支配が存在しなくてはならない。しかし、私たちが支配されなくてはならないとすれば、私たちはもっぱら自己支配(von uns selbst beherrscht sein)のみを要望する。自然的自由から、社会的または政治的自由が剥離される。従属(untertan)はしても自己の意思(Wille)に従属するだけで他者の意思(fremder Wille)には決して従属しない者こそが政治的に自由なのである。こうして国家形式と社会形式との原理的な対立がはじまる。」([6]S.10)かれの議論にそくしていえば、自己支配にたいして、他者の意思に従属することは他者支配を意味するであろう。社会的自由からデモクラシーをみちびくにあたってかれが想定している人間は自己の意思を貫いて原理的に自己支配を堅持(他者支配を拒否)しようとする意思をもった社会的人間である(これに対立するのは「没法子[メイファーズ]の諦観*」(尾高[16]15頁)に徹しているような非ヨーロッパ人たちである)。この想定はかれのデモクラシー論にとって決定的な意味をもっていることに注意しなくてはならない。そこで、つぎに自己支配とデモクラシーとの関連についてふれておこう。

* この言葉はすべての社会行動を無差別に律するオポチュニズムを意味する。それは穏健と凶暴とが並存する社会的態度であるともいえよう。

C 自己支配のユートピアとしてのデモクラシー思想

デモクラティア($\delta\eta\mu\omicron\kappa\rho\alpha\tau\acute{\iota}\alpha$)という古典ギリシャ語の歴史的発生を記述することは、直接的にはデモクラシーの構造認識につながらない。思想としてのデモクラシーは他者支配を否定する自己支配のユートピアとしてあらわれるからである。ところで、他者支配を否定する自己支配は、自己支配を志向するスジェたちが相互作用する場としての社会(ゲマインシャフト)とどのようにして両立しうるのであるか。自己支配するスジェたちの集

合の内部から特定のスジェが自首的に(autokephal*)選抜され、後者の支配にしたがうシステムが構成されつづけることによってである。それは社会的変換システムとしての、したがってイデオロギーとしての自由(思想)のシステムの運動過程にほかならない。

* この言葉の意味については、ウェーバー[14]S.26などを参照。また、ⅢDのケルゼンの議論をも見よ。

デモクラシーが基本システムとしてその理念(ユートピア)から乖離しうることについてはケルゼンがニーチェの『ツアラトウストラ』を引用して巧みに論述している。ニーチェは同書第1部の「新たな偶像」においてこうしている。「国家はあらゆる冷酷な怪物のなかでも最も冷酷な怪物である。この怪物は冷ややかに嘘をつく。その口からはつぎのような嘘が出てくる。国家である私はすなわち国民である、と。*」この引用につづけてケルゼンはつぎのように主張する。「国家意思(Wille des Staates)を形成する手続きがいかに民主的に組織されていようと、法的に創造された『国家意思』を『国民意思(Wille des Volkes)』とすることは一つの擬制(Fiktion)である。・・・それが擬制である理由は、国民意志という政治現象がそれ自体として極めて疑わしいものだからである。」([5]S.28)「国民意思」の浮遊性あるいはあいまいさというこの認識は「制度化されたデモクラシー」というデモクラシーの変換局面にたやすく連結される。このデモクラシーがいかにして全体主義につながっていくのか、この論点については節をあらためて論ずることにする。

* Dritter Band in *Friedrich Nietzsche Werke* in sechs Bd., Hanser, 1980, S.313.

Ⅲ 「制度化されたデモクラシー」から全体主義へ

「制度化されたデモクラシー」が、自由を根幹とするユートピアの複合体としてのデモクラシー思想から分離しうることは、すでに丸山眞男によって折にふれて指摘されている*。問題はこのことの理論的な認識である。それについてかれは直接にはふれていない。私はケルゼンの所論にそくしてこの点をやや詳しく論じてみようとおもう。

* かれの「思想と行動」を歴史的に映像化したNHKのドキュメンタリー番組や、同人誌『丸山眞男手帖』などを参照。

A デモクラシーの制度化

ケルゼンにならって自由の「意味転換」とよぶことのできる自由思想の変換システムとしての運動は、まず、必然的にデモクラシーの制度化という局面を随伴する。この点についてはケルゼンが詳細に論じているが、それをスジェ・オブジェ関係のもとに再解釈することからはじめよう。

ケルゼンは議論の出発点として一つの前提を置いている。それは社会的個人の規定に関連する。すなわち、自分自身が支配されることを認めざる

をえないときに自分自身によって支配されることをもとめる人間、端的に自己支配への意思をもつ人間の存在である。こうした人間類型に対置されるのが他者支配を願望する意思をもつ人間であるが、それは非自由人であって、後述の全体主義に適合する人間類型である。

さて、ケルゼンの前提に適合する社会的人間のもとで、自由の「意味転換」はどのようにすすむであろうか。それは、一言でいえば、社会的(とくに国家的)拘束からの自由から社会的(国家的)意思形成に参加する自由、あるいはそうした意思形成への自由への「転換」である。第一の自由からはアナーキズムが生まれるだけでなく、自由からの自由(「自由からの逃走」!)も積極的に希求されることになる。第二の自由のばあい、「参加」は従属(不自由)を意味するが、その従属は社会ないし国家に媒介された自己、その一部分(構成員)としての自己への従属、いい換えれば自発的な自己の他者化(Entfremdung)*であり、意思の自由にもとづく自己の譲渡(Selbstentäußerung)であることが決定的意味をもつ。ここでは、本来的に社会的な個人としてのスジェの自己支配が、いわば間接的な(媒介された)自己支配に転化しているのである。それは自己を含むスジェの集合としてのオブジェ(国家を包摂する社会)に帰属された自己支配にほかならない。このオブジェを他者と見なすならば、形式的には他者支配への当該スジェの従属(自発的他者化)を意味するであろう。これがデモクラシーの制度化である。いい換えれば、デモクラシーの制度化を担うことのできるスジェたちによって構成される国家や社会がデモクラシー国家でありデモクラシー社会なのである。とくに、デモクラシー国家という表現にそくしていえば、デモクラシーとは間接的な自己支配のシステムとして国家システムであり、個人の社会的自由のシステムにたいして部分システムとなりうるものである。そうしたデモクラシー概念の認識にもとづくとき、「自由国家の国民のみが自由である」というケルゼンの命題が正当化されうる。したがってまた、そこから「個人の自由のかわりに国民の主権があらわれてくる」([6]S.21)ことにもなる。

* すすんで自己を「疎外」する、と日本語で表現してもおなじことである。

ところで、本節の表題にかかげた「制度化されたデモクラシー」はスジェの自己支配への意思から分離独立したところに成立する。その過程はマス社会*を土台として進行し、いわゆる「多数決(Majoritätsbeschluss)」([6]S.98)原理へのデモクラシーの矮小化によって象徴的にしめされる。つぎにこの点に関連するケルゼンの議論をやや詳しく検討しよう。『デモクラシー』について発見的なコンメンタルを試みようというわけである。

* マス社会(mass society)はデモクラシーをオートクラシーへと突き動かす根本的な契機であり、今後折にふれて論及されるであろう。

B 多数原理の意味転換—多数と少数との弁証法—

ケルゼンの『デモクラシー』においては、当然ながら、デモクラシーというシ

システムの理論構成が厳密に試みられている。そのばあい、デモクラシーに適合する人間の存在が前提とされている点に注目しなくてはならない。そうした人間をかれは明示的にとりあげてはいないが、私はギリシャ語のデモス ($\delta\eta\mu\omicron\varsigma$)をその名称としてさだめようとおもう。デモスでない人間(非自由人)についてはこれを、ひとまず、オクロス ($\acute{o}\chi\lambda\omicron\varsigma$)と名づけておこう。オクロスはオートクラシー(オクロクラシー ochlocracy の類義語)に適合する人間のあり方をしめしているが、歴史的には非ヨーロッパ社会に一般的にみられる人間類型である。しかし、これまた歴史的には、両者の相互移行はたえず繰り返されてきたといつてよい。周知のように、20世紀に出現してきたマス社会のなかでは、とりわけ全体主義システムの下では、デモスからオクロスへの移行が支配的傾向をしめしてきた。『デモクラシー』のなかでケルゼンの設定した基礎視角はデモクラシーとオートクラシー(Autokratie)との弁証法的な相互作用であり、そのばあい、オートクラシーのなかには dictatorship、despotism、ochlocracy、absolute monarch 等々に共通する概念的要素が含まれていると解釈される。

以上のまえおきをふまえて多数原理* (das Majoritätsprinzip)にかんするケルゼンの説明をまとめてみよう。

* Majorität は「多数決」という和訳よりも「多数」のほうがよい。それは多数決定を意味してはいないのだから。また、私が前におこなったように([20]参照)「多数支配」という訳をつけることも適当でない。それは「多数」の意味を制限してしまうから。

まず、多数原理の意義(Bedeutung)をケルゼンはつぎのように要約している。「多数原理の意義は、数字上の多数の意思が勝つという点にあるのではなく、この表象を受け入れるにさいして、このイデオロギーの作用のもとで、社会的ゲマインシャフト(die soziale Gemeinschaft)を形成する個人が主として二つのグループに分類されるという点にある。その眼目は、多数を形成する傾向、多数を獲得する傾向から作用(Wirkung)が発生し、終局的には二つの、実質的に二つのグループだけが対立して支配を競うとともに、ゲマインシャフト内部で活動する無数の分化・分裂本能がただ一つの原則的対立にまで克服される、ということである。・・・この社会統合の力(Kraft der sozialen Integration)こそ、まず第一に多数原理を社会学的に特徴づけるものである。」([6]S.79)。ケルゼンは多数原理、かれのいい換えによれば、「多数・少数原理(Majoritäts-Minoritätsprinzip)」についてこのように意味づけをおこなったのち、あたかもベクトルの合成という数学的形式を彷彿とさせるようなかたちで「ゲマインシャフトの意思は・・・両グループ[多数と少数・・・引用者]相互間の影響の産物として、おたがいにぶつかり合う政治的意思の方向の合成力(Resultante)として発生する」(同 pp.79-80)と付言している。「合成力」は物理用語と解することができるから、ここでかれのおこなっている形式化された説明は、いわば「多数ベクトル」と「少数ベクトル」

ル」との二つのベクトルの合成結果として「ゲマインシャフトの意思」があらわれる、というふうに理解されうるであろう*。また、かれの「多数・少数原理」の形式化からただちに、「少数ベクトル」の存在を前提することなしには「多数ベクトル」は存在できないということもわかる。「少数ベクトル」が存在しなくなるということは、「少数」が「まったく影響力をもたないと宣告され」て、ゲマインシャフトの意思形成への「参与 (Teilnahme)」を断念することを意味するから、そのときには「ベクトル」そのものがなくなって「合成力」が、したがって「多数・少数原理」が消滅することになろう。いい換えれば、「多数ベクトル」はたんなるマス(衆人)の集合という「絶対値」に転化するわけである。それは上述のような「多数原理」の多数決原理への矮小化を意味するであろう。

* ここでベクトルに言及するのはたんなる思いつきによるのではない。ピアジェが指摘しているように、ベクトル概念はカントの様相のカテゴリーを表現するうえで、認識論上有効な分析手段となりうるからである。いま少し詳しくいえば、こういうことになる。すなわち、可能なもの(意思形成の仕方)と必然的なもの(ベクトル演算)との関係は、可能なものと実在 (le réel) との関係とは異なり、後者の関係は確率によって数学的に表現されるのにたいして、前者の関係は可能性の判断ないし推論、さらには方向づけと、数学の必然的形式との関係なのである。ピアジェ[10]p.108、および[26]第3部、参照。

ところで、こうした合成結果としてえられる「ゲマインシャフトの意思」にいたる生成過程に議会の役割があてがわれていることに注意しよう。また、そこから「妥協 (Kompromiss)」の意味もおのずからあきらかとなる。すなわち、ケルゼンの説明にそくして総括的にいえば、議会のおこなう「弁証法的・矛盾背反的 (dialectisch-kontradiktorisch)」手続き(そこに「議会システム (parlamentarisches System)」([6]S.81)の機能がもとめられる)によって均衡が達成されるということ、これが「妥協」にほかならない。前章で言及したような、ピアジェによって弁証法的循環→均衡(ヌボテ)という図式にまとめられた弁証法の一般的形式に対応させていえば、弁証法的循環は議会手続き、均衡は「妥協」に相当することになる。じっさいに、ケルゼンは「妥協」を広く解釈し、「妥協とは一致調和する (sich vertragen) ことであるから、あらゆる交換、あらゆる契約 (Vertrag)は妥協である」ともいっている([6]SS.80-81)。しかし、「妥協」には重大な制約条件が課されていることに留意しなければならない。というのは、理想的な意味での「妥協」にとっては人間類型にかんするある前提が必要だからである。それは、前述の用語法にしたがっていえば、デモスのあいだの相互作用(対話)である。このことはまさしく、本来の意味における弁証法を意味する。ちなみに、かれは議会手続きの意味を、テーゼからアンチテーゼを媒介にしてジンテーゼ(総合)にいたるカントの図式にもとめている([6]S.81)。

つぎにケルゼンは「妥協」にもとづく「多数・少数原理」と対比して、オートクラシーの自己再生産ないし反復の可能性を示唆している。じっさいに、レーニンのこじつけを度外視するならば、ロシア革命はロマノフ王朝のオートクラシーのもとに生成した「階級対立」の革命的暴力行使による「止揚」と、その結果としての共産党独裁（共産党のオートクラシー）の生成に帰着したのであった。

ケルゼンはこういっている。「デモクラシーの、とくに議会主義の基礎形式としての多数原理を階級分裂の社会にたいして否定することは・・・階級対立を平和な調停 (Ausgleich) の途によらないで、革命的な暴力行使によって、・・・専制的独裁的に (autokratisch-diktatorisch) 克服しようとする意思にもとづくものである。多数原理は否定される。・・・多数原理が前提とする妥協が否定されるからである。」つづけて、かれは「妥協」の重大な意義を強調してこう主張する。「妥協こそ、社会秩序がこの秩序に服従する者によって創造されるのにさいし自由の理念から要求される全員一致に現実的に接近したものであるから、多数原理は、この方向においても政治的自由の理念の意味において真であることが証明される。」([6] S.92) このばあい、社会秩序への服従は自発的におこなわれることに注意しなくてはならない。それをかれは「服従への快諾 (Bereitwilligkeit zum Gehorsam)」とよんでいる。かれの説明によると、「自分が服従しなくてはならない法律が自分によって選ばれた者によって議決され、かれの同意をうるか、または少なくともその内容のある程度決定するかれの参与のもとに成立したという意識は、おそらくある種の服従への快諾をつくり出すであろう」([6] S.90) ということになる。「服従への快諾」の問題は『デモクラシー』第8章の議論に連結するが、それに先行して、デモクラシーの機能にとって不可欠の論点が第7章において提示されている。

C デモクラシーのもとでの立法と執行との相互作用

「行政 (Verwaltung)」と題された『デモクラシー』第7章の課題は、裁判と行政からなる執行 (Vollziehung) のデモクラシー的構成である。それは「国家意思形成過程の第二段階」をデモクラシー化するという問題にまとめられる。部分(執行)のデモクラシーの深化(極限的ケースではアナーキー)が全体(「立法部 (Legislative)»)のデモクラシーを危うくするというかれの推論はみごとである。この議論は具体的にはロシア革命後のソ連の「レーテ」(ソビエト)にあらわれた機能転化の批判的解明にもつながっていく(前出『デモクラシー』第1版 [5] SS.25-6、参照)。また、立憲君主制の危うさが全体のデモクラシーのオートクラシーへの転化可能性に存する点の指摘も重要であるが、この点については後述する。

i) 立法、執行、そして官僚制化

まず、立法と執行との二分法について、ケルゼンの見解を見ておこう。かれは、いわゆる三権分立という三分法を採用しない。むしろ、自由から出発

して立法権と執行権とを区別したルソーの見方を継承しているようにおもわれる。周知のように、ルソーはつぎのように論じている。まず、「どんな自由な行動にも、それを生みだすために協力する二つの原因がある」としたうえで、「一つは精神的な(morale)もの、すなわち行動しようとする意思であり、他方は物理的なもの、すなわちこの行動を実行する力である」という([12]p.252、邦訳 83 頁)。このように自由行動の「意思」と「力」という両面を区別して、「政治体(le Corps politique)」にも「おなじく力と意思とが区別される」とかれは主張し、後者を「立法権(puissance législative)」、そして前者を「執行権(puissance exécutive)」とよんでいる。この二分法をデモクラシーの国家形式に適用したのがケルゼンの見解であるといってもよいだろう。

かれはつぎのようにいっている。「一方—一般的規範、いわゆる立法—は(相対的に)自由な意思形成であり、他方いわゆる執行は(相対的に)拘束された意思形成である。執行は、適法性(Gesetzmäßigkeit)の理念のもとに実在しており、合法(Legalität)の理念は、国家意思形成のある一定の段階でデモクラシーの理念と衝突する。」([6]S.96)この区別のコロラリーとしてケルゼンは「地方分権によって形成された中級および下級官庁の急進的なデモクラシー化は、まさしく立法のデモクラシーを廃棄する危険を意味する」([6]S.98)と主張する。ここからかれはつぎのように論をすすめている。「全体の意思は—それが中央の立法部で発表されるかぎりでは—一部分の意思によって—個々の自治行政団体で—麻痺させられるおそれがある、しかも多数決定(Majoritätsbeschluss)による自治として変質した自由思想は、その、本来はアナーキーな、社会全体を個々の原子に分解しようとする傾向をなおいくぶんかは保持している。」([6]S.98)さらに、「このような危険を防止し、民主的に組織された部分である自治行政団体の違法行為を廃棄する」「組織技術上の手段」に言及してこう付言する。「すべてのこの手段は、部分的行政区画の意思形成のデモクラシーの方向には存しないで、むしろその制限(Einschränkung)としてあらわれる。執行の適法性は—これは民主的立法では国民意思、したがってデモクラシーそのものを意味する—中級や下級官庁では、自治行政団体によるよりも、中央によって指名され、これにたいして責任を負う単独機関、すなわち国家意思形成のこの部分の独裁組織(autokratische Organisation)によるほうがいっそうよく保護されることは疑いがない。」([6]SS.98-99)ここで、ケルゼンが「独裁組織」という表現を用いているのは命令服従関係の一元性を示唆しているといってもよいだろう。ここにはすでに「指導者」の人格的資質というデリケートな問題([6]第8章「指導者の選択」参照)が暗示されている。すなわち、かりにオートクラシーのファナティックな信奉者が国民によって「選択」されることになれば、デモクラシーは崩壊するのである。

いずれにせよ、デモクラシーのもとでも、このような「独裁組織」として官僚制システム(das bürokratische System)が形成されうることはあきらかであ

る。上に引用した部分につづけてケルゼンはこうのべる。「このことはさらにすすんで、合法原理の結果として官僚制システムが根本的に民主的な国家の組織のなかにはいってこなくてはならないことを意味する。このことは、たとえばアメリカ合衆国のように民主主義の原理がすでにあらゆる党争の彼岸に立った原理となってしまうような国家制度でも、国家の行政上の任務が、したがって執行の機能が增加するのに比例して官僚制化 (Bürokratisierung)が増大する、という事実をたいするいっそう深い理由である。この現象のなかには端的に民主主義の衰退を見るのは誤りであろう。なぜならば、純粹にイデオロギー的な、現実の事実にもとづかない観察にあってのみ、民主主義と官僚制とは絶対的に対立するものとしてあらわれるにすぎないからである。むしろ官僚制化はある特定の前提の下では民主主義の維持保存を意味する。というのは、民主主義の原理こそは、国家がたえず新しく生まれ出る一過程の最上層のみを主として把握することができるが、それみずからを、すなわち一般意思形成の範囲にたいするその効力を問題としないで、同一過程のさらにいっそう深い層に侵入することはできないからである。」([6]SS.99-100)この最後の部分には、「官僚制化」がそこに生成するオートクラシーの要素を民主主義に組みこみうる可能性が、いい換えると民主主義という国家形式が国家に含まれる内容を包摂しうる可能性がはっきりとめられている。この点についてはのちに再論することにしよう。

ii) 「混合国家形式」と民主主義

つづいてケルゼンは「混合国家形式 (gemischte Staatsform)」のもとで民主主義がどのように保障されうるか、という問題を論じている。その推論の出発点にあるのは「立法の民主主義と執行の民主主義」との関係である。以下の引用文では、全体意思形成過程と部分意思形成過程との相互依存作用が民主主義国家形式の完成という総合だけでなく「混合国家形式」という総合(ヌボテ)をも創出しうることが主張される。これは「自由裁量 (Ermessensfreiheit)」を媒介とした相互作用にもとづく弁証法的総合にほかならない。

弁証法的総合とその分析(カント流に言えば、「背進」)の形式を巧みに取りこんだかれの見解表明はつぎのようなものである。「立法の民主主義と執行の民主主義とのあいだに存在する機能的対立と、この対立から生ずる独裁的官僚的執行とむすびつく民主主義立法の傾向とは、執行の民主主義化とくに行政の民主主義化が立法機能の内容的強度を犠牲にしてはじめて生じうる、という点にあらわれている。すなわち、民主的に組織された執行機関つまり自治行政団体—このばあい自治行政団体は適法性のもっとも重要な保障である責任を、いわば剥奪されている点に注意しておこう—が違法の危険地帯からできるだけ排除されなければならないとするならば、その活動は、法律によって自由に任された裁量の範囲に制限されなくてはならない。広範な自由裁量においてのみ民主的行政の

有益な機能が期待できるのである。しかし、このことは行政のデモクラシーが分権化(Dezentralisation)への強い傾向を内蔵していることを意味する。」「([6]S.100)立法のデモクラシーと執行のデモクラシーとの相互作用は経過的な「均衡」状態(総合)をもたらすが、その一時的総合から「背進」して「自由裁量」と「分権化」に帰着するというわけである。

この叙述につづけて、ケルゼンはつぎのように分析をすすめている。「部分(Glieder)の意思にたいして活動の余地があたえられるためには、全体の意思を犠牲に供さなくてはならない。中級や下級機関の自由裁量限界の保全が、独裁的な機関、すなわち、さらに高次の機関をつうじて任命されるか、またはこれらの中級・下級機関にたいして責任を負いこれらを罷免しうる機関に移譲されるならば、このことにより、中級・下級行政組織にたいして民主的要素と独裁的要素とを結合するシステムが受け容れられるであろう。ここにまた立憲君主制の特色が存在している。ただ立憲君主制では、民主的形式と独裁的形式との混合が、国家意思形成の最高段階、すなわち立法において発生し、そのためオートクラシーによるデモクラシーの(また、その反対の)麻痺が排除されないのにたいし、混合国家形式の原理が、最上階では純粹に民主的な国家意思形成が中級・下級段階に限定されているところでは、デモクラシーの危機はまったく予期されえないばかりか、かえってその強化すら期待できるのである。」「([6]SS.100-101)この引用文には、部分意思と全体意思との相互作用が立法のデモクラシーを前提とする「混合国家形式」というヌボテ(均衡状態)をもたらす弁証法的総合のロジックが外見上はうまく表現されている。ところが、この推論のなかに、さらにそれに先行する叙述のなかに、ケルゼンの議論の根本的な欠陥があらわれているのである。

かれの議論の前提となっているのはデモクラシーというシステムの構造である。しかし、システム認識論*の観点からすると、かれがシステムとして、しかも変換システムとして捉えているデモクラシーはあくまで純粹システムと見なされている。すなわち、他のシステムとの合成は顧慮されておらず、単一のシステムとしてデモクラシーが論じられているのである。この論法は、経済学でしばしば用いられる仮定、いわゆる「他の事情が等しいならば(other things being equal)」という文言にもとづく推論方法と同等である。それは他のシステム群あるいは「環境」の作用を組みこんだとたんに成りたたなくなるであろう。当面の事例にそくしていえば、官僚制のシステムが情報システム**(その意味で機械システム)として、その命令系統の頂点に位置する行政府(内閣)による一元的な制御を受容しうるものとなり、その結果、立法府と行政府とのシステム上の分離独立の度合いが高まるならば、立法のデモクラシーは形骸化されうる。このような状況はケルゼンの『デモクラシー』が書かれた時代には想定できなかったかもしれないが、第2次世界大戦後には、いたるところで現実となったのである。この点でかれの「混合国家形式」の説明は不十分ではあるが、システム認識と連結しうる側面も見

られるので、つぎにかれの説明を簡単にまとめておく。

* その方法論的意味については、[26]第3部の議論を参照せよ。

** 情報システムについては、Vにおいて別の角度から再検討される予定である。

iii) 「混合国家形式」の制御システム

ケルゼンは「執行の適法性を保証する (garantieren) あoすべての制御制度 (Kontrollinstitutionen) が民主ラシーのために要求されなくてはならない。」([6]S.101)と主張し、「行政裁判制度」と「憲法裁判制度」とをあげている。そして、その意義を一前述の「少数ベクトル」と関連づけられることだが一つぎのようにまとめている。「少数が、民主ラシーの本質にとって非常に重要な政治的実存と有効性において確保されなくてはならないとするならば、また少数が多数の横暴にさらされてはならないとするならば、そして憲法は不完全法 (lex imperfecta) を意味しないとすれば、少数は、直接であれ間接であれ憲法裁判所に提訴する可能性をもたなければならない。近代民主ラシーの運命は、すべての制御制度 (Kontrollinstitution) のシステム構成 (systematische Ausgestaltung) にかかりの程度まで依存している。つまるところ、制御のない民主ラシーは不可能である。なぜならば、合法原理のあらわすあo自己制限の放棄は民主ラシーの自己解消を意味するからである。」([6]S.102)かれの主張を一言でいえば、民主ラシーは制御システムでなくてはならない、ということである。この制御システムを工学システムと見なすならば、それは可制御・可観測システムであることを意味する。民主ラシーシステムにそくしていえば、そこではシステムの運転プロセスにかんする情報が国民に開示されているということになるろう。しかし、この制御システムは後述する指導者による制御の仕方におうじて自己崩壊するリスクをつねにともなっていることに注意する必要がある。

iv) 「脱政治化 (Entpolitisierung)」の内実

ケルゼンは純粹システムとしての民主ラシーにたいする(主として執行システムに由来する)外部的影響を「脱政治化」という言葉で説明する。すなわち、「概念上必然的にあらゆる執行がその下に立つところの合法原理は裁判所や行政官庁の法律執行の上におよぼすあらゆる政党政治の影響を排除する。それは民主ラシーの内部—それどころか、すべての国家内部—の国家機能の『脱政治化』にたいする要求のみがもちうる正当な意味である。」([6]S.103)要するに、「政党の勢力範囲は立法部にあつて執行部にはない」(同頁)というのがかれの主張である。しかし、その主張自体は正当なものではあるが、複数のシステムの合成という観点が欠けている。この点をふまえて、かれの「脱政治化」という主張をいい換えれば、執行の政治化は脱民主ラシー化 (Entdemokratisierung) あるいは脱民主ラシー教育 (Entziehung zur Entdemokratisierung) に帰着することになるだろう。とくに、(教育)行政の政治化は民主ラシー教育を「偏向教育」と見なして排除す

る政治的デマゴギーを産みだしうる(第8章の論旨との対比)。その結果、オクロスのマスプロダクションが国民全体におよぶことになる。一方では宗教的ないし擬似宗教的イデオロギーによる政治「指導」がさかんになり、他方ではオクロスの政治的無関心が広範にゆきわたる*。しかし、いま一つの脱民主ラシー化の局面にも着目しなくてはならない。立法と執行との分離あるいは指導者による執行の自立化である。それは民主ラシーシステムの変換、さらには解体を促す契機となろう。

* この傾向は、政治的関心の強い「少数派」の無視あるいは排斥といったオクロスの挙動を内在させている点に注意すべきである。

すでにケルゼンの指摘したように、立法の民主ラシーのもとで執行の民主ラシーは機能的にオートクラシーの要素を増大させていく。指導者が立法の民主ラシーを立法の多数決定システムへと制度的に矮小化させていくなれば、また、その結果として執行の民主ラシーを自立化させて独裁的に制御しうるようにするならば、民主ラシーシステムは機能不全を起こすであろう。この可能性が現実化するのをいかにして防止することができるであろうか。この問いにたいする答えがえられるかどうかは、結局のところ、民主ラシーのスジェであるべき「国民」の性状にかんする問題の解決に、そして国民によって—形式的にせよ実質的にせよ—選出される指導者の問題の解決にかかっている。

D 民主ラシーにおける指導者の問題

指導者の問題はケルゼンの『民主ラシー』第8章で詳論されている。かれの民主ラシー概念の構成において、この章は枢要の位置をしめている。

i) 民主ラシーと指導者(Führer)

「民主ラシーの理念には指導者のないこと(Führerlosigkeit)が適応している」([6]S.106)というケルゼンの反語的表現のなかに、かれの主張が端的にしめされている。「指導者の性格をもつ人物(Führernatur)は理想的民主ラシーではしめるべき場所がない。しかし民主ラシーの自由の理想、支配のないこと、したがって指導者のないことは、いまだかつて近似的にも実現されたことはない。というのは、社会的現実は支配であり、指導であるからである。」(同所)かれはさらに説明をくわえて、「指導者のないこと」は「だれもが指導者になりうること」を意味するという議論([6]S.119参照)の伏線をつぎのように敷いている。「民主ラシーにとって特徴的なことは、支配の意思は国民の意思であるということではなく、規範服従者の広範な層が、ゲマインシャフト構成員の最大可能な数が意思形成過程に参加する、しかもこれらの層や構成員は…一般に立法とよばれるこの過程のある一定の段階にのみ参加する、しかも立法機関の創造(Kreation)にさいしてのみ参加するということである。これは、衆人(Masse)のなかから台頭する指導者たちがかれらの特殊な機能を営むにあたって法律の執行に制限され

る、という結果を生ずる。」([6]SS.106-107)ここでは指導者の一時的性格が示唆されているが、それが恒常化する危険はつねに存在するといわなければならない。とくにマス社会のもとでは一部のオクロス集団が政治的支配を際限なく継続させる危険がつきものである(全体主義!)。この点の考察はケルゼンの議論には存在していない。

ところで、ケルゼンはこのような理念的デモクラシーの説明から「議会機関と政府機関との分化(Differenzierung)」をみちびき出しているが、こうした「分化」は「権力分立(Gewaltentrennung)」説につながりえないことをつきに批判的に論じている。

ii) 権力分立説と大統領制批判

「権力分立の教義は、立憲君主制のイデオロギーにおける核心である」([6]S.108)というのがケルゼンの立場である。それを米国の大統領制を例にとってつぎのように論じている。「いわゆる大統領制共和国において、国民代表から出てくるのではなく、直接国民によって選挙された大統領に執行権が譲渡され、そして執行権を委任された大統領の国民代表にたいする独立が、その方法が異なっても確保されるならば、これは・・・国民主権の原理の・・・強化を意味しないで、むしろその弱体化を意味する。なぜならば、数百万人をもって数える選挙民にたいして、ただ一人が被選挙人として対峙するならば、国民代表(Repräsentation des Volkes)の思想はその最後の資格証明書を失なわなくてはならないからである。」([6]S.109)大統領制のばあいには「オートクラシーの機会は、ばあいによっては君主制よりも大きい」([6]S.110)と、かれは付言する。デモクラシーの弱体化の順序に置きかえれば、君主制→大統領制→オートクラシー、ということになるが、現実の政治過程にしばしばあらわれる傾向は大統領制としてのオートクラシーであろう。それにたいしてデモクラシーを維持する現実的手段が選挙である。

iii) 現実のデモクラシーと選挙の「自首制」

ケルゼンは「現実のデモクラシー(reale Demokratie)」における権力の分立の有効性をみとめたうえで、みずからの積極的主張をつぎのように展開する。すなわち、「・・・多数の指導者の創造(Kreation)が、現実のデモクラシーの中心問題となる。現実のデモクラシーは—そのイデオロギーと矛盾して—指導者のないゲマインシャフトではなくて、指導者の少ないことによるよりもむしろその充満によって、現実のオートクラシーと区別される。したがって、現実のデモクラシーの本質的要素として、被指導者のゲマインシャフトから指導者を選出する特別の方法が生まれてくる。・・・この方法が選挙である。」([6]S.111)

選挙についてのケルゼンの説明は不十分であり、またそれに関連させて国民主権をトーテムに関係づけることはまちがいであろう。かれが機関(オルガン)と称しているもの(そこには、被選挙人集合ないし指導者群、立法議会が含まれる)をシステムという表現に置きかえて、選挙は一つの形式

的な静態システムと見なすほうがよい。そのような選挙システムが立法システムに連結されるのである(システム合成!)。すなわち、選挙人をインプット、被選挙人(あるいは指導者集合)をアウトプットとする選挙システムは被選挙人集合という立法機関(システム)のインプットを産出し、立法システムは選挙人を拘束する規範(Norm)をアウトプットとしてもたらずのである。また、そのばあい、内容的には、被選挙人を選挙人集合(「社会的ゲマインシャフト」)の内部から産出する部分システム(「自首制(Autokephalie*)」)が選挙システムに接合されていなくてはならない。こうした選挙システムこそ、「現実のオートクラシーにとって特殊な機関創造の方法である指名(Ernennung)と対立する」([6]SS.112-113)ことになるわけである。

* この用語はマックス・ウェーバーからの借用であろうとおもわれる。

iv) 指導者創造の問題(デモクラシーとオートクラシーとの比較)

選挙概念の説明につづけて、ケルゼンはデモクラシーとオートクラシーとの比較を試みている。それは本章のなかで、とりわけ重要な意味をもつ部分であるから、やや長いがつぎに引用しておこう。

「デモクラシーのイデオロギーのシステムにおいては、指導者創造の問題は合理的考察の中心点に立つ。指導は絶対価値を表現するのではなく、たんに相対価値(relativer Wert)をあらわしているにすぎない。すなわち、指導者はある一定の時間にわたって、一定の方向にそくして『指導者』と見なされる。その他の点ではかれはその仲間(Genosse)と同等であり、批判にさらされる。したがってここでは支配行為の公開性(Publizität)があるのにたいし、オートクラシーでは秘密保持(Geheimhaltung)の原理がある。オートクラシーの指導者はゲマインシャフトにたいし超越的(transzendent)であるのに反し、デモクラシーにおいて指導者は内在的(immanent)であるという事実から、オートクラシーにとっては、支配機能を行使する人間はつねに社会秩序の上に立ち、その下に立たないものと観念され、したがって本質的に無責任(unverantwortlich)である、という特徴的な結論が生じる。他方、指導者の責任は現実のデモクラシーには特殊のメルクマールである。しかし、とりわけデモクラシーにおける指導はなんら自然を超越した性質ではなく、だれもが指導者になりうるのであり、指導もまた一個人ないし複数の少数者の継続的独占とはなりえない。現実のデモクラシーの様相は、程度の差こそあれ、速やかな指導者の交代という事実をしめしている。」([6]S.115)

ケルゼンはこのように「現実のデモクラシー」をみごとに特徴づけているばかりでなく、同時にオートクラシーの指導者の挙動に見られる属性—秘密保持、超越性、そして無責任(Unverantwortlichkeit*)—をうまく整理してまとめている。ところで、この引用文の最後にあげられている理念的デモクラシーのもとでの指導者交代制は「現実のデモクラシー」にとって決定的な意味をもってくる。というのは、そこでは「被指導者のゲマインシャフトから指

導者の地位への不断の上昇（Aufstrom）」がその特質を形成するからである。この特質はオートクラシーのばあいとは際立った対照をなしている。なぜならば、オートクラシーのもとでは「上昇」の可能性はほとんど閉ざされ、しかも「相対的に変化することのない支配関係のなかに強固な束縛が存在する」一方、デモクラシーのもとでの「指導者選択の方法は・・・選択にたいして役立てられる素材、つまり指導的地位をうるために競争する人びとの本質的な拡張を意味する」（[6]S.116）というのがケルゼンの主張だからである。それは指導者と被指導者との「自首的」な相互移行の制度化としてあらわれるであろう。いい換えれば、指導者の Herrschaft と被指導者の形成する Genossenschaft（ゲノッセンシャフト、「仲間（Genosse）」の結合体）とが相互作用しているわけである。もっと一般的に言えば、この相互作用がもたらす弁証法的「均衡」は自己保存組織（コーポレーションあるいはKorporation）の形成につながるであろう（[21]参照）。この「均衡」がヌボテの創造（組織の「創造的破壊」）をみちびくか、それとも指導者の固定化ないし特権化をおし進めて組織防衛の自己目的化（コーポレーション化[21]）への道を開くか**、という問題の解決の仕方におうじて組織化一般の帰趨は大きく左右されることになる。また、ここからデモクラシーの担い手あるいはスジェの問題も出てこよう。それは、とくにデモス一人一人の自己支配を他の、指導者となるべきデモスに委任するうえでの「選択（選挙）するスジェ」はどのようにして育成されるか、という問題に集約される。

* こういうドイツ語をケルゼンが使っているわけではない。指導者の「無責任」という属性を強調するために私が造ったまでである。ついでに言えば、オートクラシーのもとで支配権力をにぎる複数の指導者群が緊密な連携のもとで構築するシステムは das System der Unantwörtlichkeit（丸山眞男の表現では「無責任の体系」!）ということになるだろうか。しかし、このシステムの存続可能性を根拠づける合理的理由は存在しない。オートクラシーのオートクラシーはオートクラシーに帰結するほかないからである。

** この方向に事態が推移すると、ゲノッセンシャフトはオートクラシーに包摂されて、全体主義的オートクラシーの社会的基盤を形成することになる。それは全体主義を支えるコーポレーション（Korporation）へと変質し、いわゆる協調組合国家（korporativer Staat）の根幹となる。ロシア革命後の共産党一党独裁を支えたソビエト（Arbeiterräte）もまた一種のコーポレーションと見なされよう。

ケルゼンの主張はデモス教育の重要性をとくに強調するかたちでつぎのようにまとめられている。「だれも指導者になつてはならないという、デモクラシーの理想にとって第一次的な自由の思想が、社会的現実においてだれもが指導者となることができるという原理になるのとおなじように、個人の原則的平等という第二次的な原理は、最大可能の平均化という傾向に転化する。すべての国民はあらゆる任意的な国家機能を遂行するため平等に

適応している、という扇動的な前提は、終局的にはすべての国民を国家機能に適応せしめるたんなる可能性となる。デモクラシーへの教育は、デモクラシーそのものの実際上の要求の一つとなる。そして、教師の生徒にたいする関係として、精神的な指導と服従としてのすべての教育は、その最奥の本質にしたがえば、よい意味においてオートクラシー的・権威的なものであるにもかかわらず、デモクラシーの問題は、社会生活の実際においてもっとも大きな教育問題のかたちをとる。この観点に立って、国家における特定階級の支配または共同支配の能力にかんする疑問も判断されるべきである。そして、これは一つの疑問である。どうか一つの疑問であってほしい。」([6]SS.119-120)かれの論旨にそくしていえば、デモスを育成する教育はデモクラシーのシステムを保存していくうえで必要不可欠な前提*と見なされよう。なぜならば、国民のなかでデモスが普遍的な存在(多数派)となつてはじめて真のデモクラシーが成立し存続しうるからである。しかしながら、スジェとしての「多数派」デモスがそのままオクロスに転化したとき、デモクラシーは消滅するだろう。このことはデモクラシーの現実的可能性を展望するうえで不可欠の論点を形成する。

* デモクラシーのもとで経済政策のスジェをかながえるばあいには、かつて経済学者ハロッド(Roy Harrod)が「ハーヴェイロードの前提」と名づけた問題がこれとの関連で想起されるべきかもしれない。文献[22]の最終章を参照。

E ケルゼンのデモクラシー論的方法的基礎

ケルゼンがデモクラシーを論ずるばあいに依拠した方法論的立場は『デモクラシー』の第9章と第10章にまとめられている。議論の大筋をあきらかにするために、まず、「民主政治と世界観」という表題の付けられた第10章から論点をみちびくことにしよう。ケルゼンはこの章を、かれのいう「形而上的・絶対主義的世界観(metaphysisch-absolutische Weltanschauung)」の批判から、また、そこから導出される「絶対的真理」、「絶対的価値」そして「絶対善(Absolut-Guten)」の否定的評価から、はじめている。かれは、国家形式と国家内容との同時決定を主張する立場の根底に「国民が、国民のみが真理の所有者であり善の洞察力をもっているという見解」があり、その根拠づけに「絶対主義」的発想があらわれているとかがえる。そして、つぎのように論じている。「このような見解は、国民が、国民のみが超自然的方法によってその知恵の所有に到達するという宗教的・形而上的仮説による以外には、おそらく基礎づけられえないであろう。これは国民主権神授説(Gottesgnadentum des Volkes)を信ずることを意味しよう。それは王権神授説を宣言するのとおなじように不当な要求である。」([6]S.128)さらに、かれが急進的デモクラットとして高く評価するルソーもまた同様の主張をしているという。すなわち、ルソーは「絶対主義」の立場から「少数」の理論的な評価に失敗していると批判しているのである。ケルゼンによれば、「少数」

は「一般意思 (Volonté générale)」の「真の内容を誤って判断したもの」([6]S.128)であるというルソーの議論は成り立たないというわけである。この批判はデモクラシーを擁護しているかに見える多くのマルクス主義者にもあてはまるであろう。マルクスを含めてかれらの思考の前提となっているのは「絶対」と「相対」との2項関係であるから。

いうまでもなく、ケルゼンが『デモクラシー』という著作をつうじてデモクラシー概念の理論的構成を試みた方法は相対主義的であるとともに構成主義的であった。だからこそ、かれの立論はきわめて整然とシステム化されたのである。「絶対的真理と絶対的価値への信仰は、形而上的な、とくに宗教的・神秘的な世界観の前提をつくる。しかし、この前提の否定、すなわち相対的真理や相対的価値のみが人間の認識にとって到達可能であり、いかなる真理も、いかなる価値も—これらを発見する人間と同様に—退いて他に席をゆずるための準備をいつもおかなくてはならない、という考えは、批判主義と実証主義の世界観をみちびく。この名称のもとにつぎのような哲学・科学思潮が理解されているかぎりである。それは実証的なもの、つまり所与であり把握できるものから、変化可能で、たえず変化しうる経験から出発して、それゆえにこの経験を超越する絶対的なものの受け容れを拒絶する思潮である。こうした世界観の対立に、価値観の対立、とくに政治的な基本的見地の対立が照応する。形而上的・絶対主義的世界観にはオートクラシーの立場が対応し、批判的・相対主義的世界観にはデモクラシーの立場が帰属するのである。」([6]SS.129-130)この総括的な議論の根底にあるのはカントの哲学であることをケルゼンはつぎのように注記している。「カントの理想主義こそ、その徹底した批判的な性質ゆえに実証主義的である。超越論的哲学は経験の理論としてのみ正しく理解されうる。この哲学は、首尾一貫して熟慮されるならば、価値観の領域においても、すべての形而上的絶対の否定に、相対主義の主張に帰着しなくてはならないはずである。」([6]S.131)じっさいに、形而上的・宗教的な絶対主義を否定したところにカントはみずからの批判哲学を成り立たせた。それは相対主義の哲学であった。だからこそ、そこには真の意味で弁証法の認識論的な有効性が浮かびあがってくるわけである。ケルゼンはこの立場からデモクラシーの概念構成を理路整然と実行して見せたといってよい。しかしながら、かれは未知の大きな課題を残した。

このことは、ある意味で当然の帰結であったろう。というのは、かれの構成したデモクラシー概念は厳密な意味でのイデオロギーとしてのデモクラシー、かれの表現によれば「形式的デモクラシー (formale Demokratie)」にほかならなかったからである。それは第9章(「形式的デモクラシーと社会的デモクラシー」)において子細に論じられている。さきにしめしたように、システム概念にそくしていえばデモクラシーは内容的にさまざまな変換システムを派生させる静態システム(基本システム)なのであって、しかもそのなかにはユートピアの要素が含まれているわけではないのである(この点についてはす

でルソーが直観的に気づいていたといつてよい)。デモクラシーが歴史的に自由思想から生まれてきたとしても、それ自体は自由のユートピアを含んではいないのであり、あくまでイデオロギー(システム)として自由思想を支えるという機能に徹し、そのことによって自由思想と不可分の関係を保つのである*。したがってまた、デモクラシーは「平等」や「博愛」といった理念の捨象された概念なのである。とくにデモクラシーの包摂しうる平等は立法へ参加しうる自由にかんする「形式的平等(formale Gleichheit)」だけである。かれの表現にしたがえば「平等の理念が、自由のなかに含まれた形式的平等の思想、すなわち政治的権能の平等の思想と異なった他のものであるかぎり、デモクラシーの概念となんのかかわりもない」([6]S.122)のである。

* デモクラシーの支えを欠いた自由思想の典型的な事例が日本の近代史に見いだされる。明治時代のはじめ、秩父困民党に加わった「暴徒」たちは、おそらく、自由思想を体現した最初の日本人であったろう。だが、この「政党」はデモクラシーのシステム(イデオロギー)を具えておらず、またそれを支える社会的基盤を欠いていたから、当時のオートクラシー権力によって難なく解体されてしまった。しかし、かれら秩父困民党員は命をかけて日本社会にもデモスが存在しうることをしめしたのである。

このような「形式的デモクラシー」としてのデモクラシー概念から、ケルゼンはブルジョアジーとプロレタリアートのデモクラシー観の相互作用をみちびいている。かれの巧みな叙述をつぎに引用しておこう。「デモクラシーの理想はプロレタリア政党の左翼からは見捨てられる。なぜならばかれらは、プロレタリアートはこの政治的形式ではなおいまだ、またはどうしても近い将来において、権力を奪取することができないと信じているからである。しかしまた、ブルジョア政党の右翼からも放棄される。なぜならば、かれらは、ブルジョアジーはこの政治的形式ではその権力をもはや、またはどうしてもこれ以上長く防御することができない、と信じているからである。」([6]pp.125-126)そして、両者の相互作用は一つの「均衡(Gleichgewicht)」(*Ibid.*S.126)をみちびくことになる。この引用文のなかで「プロレタリア政党の左翼」という表現でケルゼンが念頭においているのはロシアのボルシェビキであろうとおもわれる。それが体現している「独裁(Dictatur)」は「マルクスやエンゲルスが、なおプロレタリアの独裁と一致することのできる、いなまさに独裁の形式であると考えていたデモクラシー」に代わって登場してきた「一つの政治的ドグマや、このドグマを代表する政党支配の絶対主義として表現される独裁」([6]S.125)であった、というかれの指摘は、レーニンの「プロレタリア独裁」論の意味をあきらかにしているとともに、レーニンが下準備したスターリンのオートクラシー(全体主義)の出現をも予測しているといつてよい。

要するに、デモクラシーに内容をあたえるのはデモクラシーの担い手である国民であり、しかもその国民がそうした内容を政治的スローガンとして提示

する政党およびその指導者を、そしてしばしば独裁者を「選択」するのである。そこに恒常的に提起される問題はデモクラシーの担い手全体にかかわってくる。すなわち、デモクラシーを担うスジェ(デモス)の連続的な育成をどのように実現するか、デモスのオクロスーケルゼンがニーチェの『ツァラトウストラ』から示唆をえて「衆愚(Vielzuvielen)」([6]S.128)とよんだ「マス(Masse)」への転化をいかに阻止しうるか、ということである。これらの問題ははたして解決しうるのであろうか。それはまさしくデモクラシーとオートクラシーの相互作用からみちびかれるべき、デモクラシーの自己保存(自己支配システムの持続的再生)は可能かという弁証法的課題に帰着する。

F 「制度化されたデモクラシー」と全体主義

ケルゼンが『デモクラシー』において未解決のまま残した、デモクラシーを担うスジェの問題はデモクラシーの存亡に深くかかわってくる。とりわけ深刻な状況をもたらす契機は「制度化されたデモクラシー」が上述の非自由人類型(オクロス層)を社会的土台として「反共主義」や全体主義とむすびつくことにある。そこにまた、いわゆるマスデモクラシー(マス社会を基盤とした形式的デモクラシー)のもっとも重大な社会的機能が見いだされうるのであろう。じっさいに、マスデモクラシーのもとでは開システムとしてのデモクラシーと接合しうるユートピアの諸要素が拡散し、デモクラシーそのものはその抱懐する思想性を喪失する傾向をしめしてイデオロギーに「純化」していくことになるのである。

よく知られているように、デモクラシーのイデオロギー化を巧妙に利用して全体主義のシステム(詳しくは、以下のIV参照)を構築したのはヒトラーに扇動されたナチスの国民支配システム(ナチズム)であった。さらに、共産主義のイデオロギーを介してそれを巧妙に「継承」し、第2次大戦後の全体主義システムの構築を推進したのは、いうまでもなく、スターリンである。いわゆる「冷戦」という歴史認識は重大な誤りを犯している。というのは、「冷戦」構造を形成する「東西」対立の基軸が「共産主義対資本主義」あるいは「共産主義対自由主義」というイデオロギーどうしの対抗関係にもとめられているからである。とくに、資本主義のイデオロギーを政治的にとりあげる多くの議論はマルクスの資本システム概念(終章を参照)についての無理解をともなっている。ある意味で資本システムあるいは資本主義はこの「対立軸」の両方に密接な利害関係をつくりだしてきたのであり、そのことについての無知が信じがたいほどナイーブな「冷戦」観念を産みだしたのである。また、共産主義と対比されてとりあげられてきた「自由主義」は本来の自由思想のイデオロギー化された変種にほかならず、それは、たとえばマッカーシズムのような狂信的反共観念と連動していた。他方、この対立軸のいまひとつの極である「共産主義」はレーニンの推進した「プロレタリア独裁」というマルクス主義イデオロギーに支えられた全体主義システム、すなわちソ連という強制のシステムの象徴でしかない。このように見えてくると、「冷戦」構造

を規定する真の対立軸は全体主義というイデオロギーとデモクラシーのイデオロギーとの対抗関係にもとめられる。いずれのイデオロギーも政治的・経済的・社会的諸条件におうじた構造的な社会的不安定性(反復する弁証法的循環)をたえず表出してきたことは周知であろう。全体主義とオートクラシーとの関連については、次節においてあらためてとりあげることによよう。

IV 独裁と全体主義

A 全体主義(totalitarianism)の概念

「全体主義」は1920年代にはじめて使われるようになった言葉である。それが fascismo(イタリア語)によって表現される政体を先駆とするオートクラシーの一変種を意味することはあきらかであろう。空虚な「思想」で粉飾されたこのイデオロギーの社会的機能を、ひとまず、概念的にとりまとめてしめそう。

i) 国民の同質化

第1次世界大戦後のマス社会(mass society)を強権的に国家へと統合する政治的な手法が全体主義とよばれているものの一般的・歴史主義的な概念であろうが、しかし、その概念はさらに分析されなくてはならない。さもないと、現実の理論的解釈にとってそれは有効な意味をもちえないからである。全体主義の根幹は個々のマス(衆人)の思考様式を、支配者ないし指導者という地位をあたえられた、おなじくマスの一員である集団が同質化して、いかなる社会的対立もない(「協調」的な)国家の構成員であると各自(同質化された衆人、もっと正確にいえば、オクロス)に信じさせること、そうした支配策動にある。そこには、はじめから形式的に一つの幻想があらわれている。ある全体に等しくなるようにその部分を(たとえば、数学者が同値類をつくるように)分割し、それらの部分の総和が全体であると「宣言」したところで、その全体が「小さな全体*」であることはあきらかであろう。というのは、最初の全体をはるかに凌駕する部分のあつまり(新しい全体)はいくらでもつくることができるからである(数学のベキ集合を想起せよ)。したがって、「小さな全体」を真の全体であると国民に信じこませるためには国民の思考を(強制的に、ときとして暴力的に)同質化する手段がなくてはならない。このような「全体」へと一元化されたマスの思考様式をたえず同質化していく手段はイデオロギー化された社会思想、端的にイデオロギー集合であり、それを宣伝し流布させるのが政党**や国営情報機関へと変換されたマスメディアの任務となる。このような国家・社会における支配様式ないし支配システムはオートクラシーであり、またオートクラシーでなければならない。

* 集合論の言葉で形式化すれば、この「全体」はベキ集合の部分集合である同値類の集合、すなわち商集合である。同値類型の個々のコミュニティ(「協調組合 corporate syndicate あるいは Korporation」)が集まって、商集合としての「協調組合国家」ができあがるわけである。上記のⅢDの議

論を想起せよ。

＊ ＊ 全体主義政党ナチスの政治宣伝にかんしては、第1章Ⅲの注を参照。

ii) 国民の異質化

国民を同質化する契機ないし潜在的可能性はデモクラシーの「多数原理」のなかにすでにあてられている。ⅢBにおいてふれたように、多数原理が多数決原理へ矮小化されることによって「多数ベクトル」と「少数ベクトル」との区別は消滅する可能性が高まる。じっさいに、この可能性は自称「民主主義国」において現実化している。それは危険な収束闘へと前進する可能性をしめす。「多数」と「全体」との一致という状況である。こうした方向へのデモクラシー(という変換システム)の転化は全体の相対化をともなうだろう。なぜならば、ある全体の多数が全体と見なされるならば後者の全体の多数がふたたび全体と見なされる等々の過程をへて、少数が全体を代表しうるようになる(少数の多数化!)からである。

しかし、このような相対化過程は機械的に進行するわけではない。むしろこの過程には国民の異質化あるいは「分断」が随伴する。それは二つの局面にあらわれる。いわば横の分断と縦の分断である。前者は社会階層による分断をしめし、後者は世代間の分断に表現されよう。いずれも結果的にはデモスを少数派へ、オクロスを多数派へとみちびく傾向をしめすであろう*。

* なお、所得階層による分断については注意を要する。というのは、いわゆる「富裕層」がデモス層を形成するとはかぎらないからである。むしろ、高所得階層はしばしば文化的に「貧困」であり、ばあいによってはオートクラシーの支持者ないし担い手ともなりうるであろう。

iii) 全体主義の構成要件

以上のような全体主義概念の特徴づけから、全体主義の構成要件が浮かびあがってこよう。すなわち、マス社会の存在、宗教を含む思想のイデオロギー化の社会的実行可能性、支配者によるマスメディアの可制御性、そして独裁国家の強権発動の前提となる暴力装置、とくに軍事力・警察力のシステム化の可能性(そのためには経済を含むテクノロジーの一定の進歩が前提となる)である。しかし、これらの特徴づけのみではシステムとしての全体主義の認識にはつながらない。外見的に文化システムとしての体裁(フィクションとしての文化)を保ちながら、文化破壊システムとしての本性を顕わにする全体主義は、ひとまず、静態システムとして概念構成されうる。そのシステムの構成要素の第一はマス社会システムである。マスはマスの内部に生成するカリスマ的人格(charismatische Person)を自分たちのヒーローと思いこむ。しかし、このカリスマはマス社会内部のオペレータ(とくに、支配権力による情報操作とそれに追随するマスメディア)によって仕立てられたマスの「代表」であるのが通例である。このばあい、「放任」状態におか

れた多種多様のマスメディアの存在は全体主義権力による統制に適合しているであろう。第二はイデオロギーとして案出された、往々にして「民族」主義的な「価値」のイデオロギーである。そして、第三はテクノロジー（科学と技術）のシステムである。それは軍事システムと密着してオートクラシーシステムの根幹となる。

B 変換システムとしてのオートクラシーシステム

以上の全体主義概念の説明から、全体主義の基底にあって多様な副次的・派生的なシステムを創出していくシステムがオートクラシーシステムであることはあきらかであろう。そこで、あらためてオートクラシーの変換システムとしての基本構造を分析することにしよう。

i) 理想型の問題

まず、システムの観点からオートクラシーを分析するばあいには有効な方法概念として、いわゆる「理想型 (Idealtypus)」をどのように解釈すべきか、という問題をとりあげよう。そのためにはウェーバーの「理想型」概念について、根本的な見直しをしておく必要がある。カントは理性概念、すなわち理念の経験的オブジェ認識における「統制的 (regulativ)」使用をみとめている。それは理念を虚構として、作業仮説として使用することを意味する。ウェーバーは、まず、「統制的」使用に限定された具体的な理性概念を理想型とよび、経験界（社会）の認識手段として諸理想型の形成するシステムを構築しようとした。その遺稿が『経済と社会』([14])である。このばあい、理想型の概念規定は可能なかぎり明確におこなわれなくてはならない。たとえば、「中央銀行」の理想型には株式相場を操作する株券購入は含まれない。もし現実にそれを「業務」とする「中央銀行」が出現すれば、機能転化として別の観点からの分析が、すなわち、理想型にもとづく分析が要請される。それはまた「中央銀行」の理想型が構造概念であってシステム概念（変換システム）でないことをしめしている。ところが、ウェーバーの理想型構成にはシステム認識論（[26]第3部参照）が欠けている。たとえば、ウェーバーのいうカリスマ的支配は宗教的あるいは擬似宗教的権威に関係づけられないばあいには有効でないだろう。また、「カリスマの日常化」から官僚制一般をみちびくことも不適切であり没理論的である。この点に留意したうえで、かれの理想型を静態システムとして利用するとすれば*、ある程度有効な社会システム分析が可能となろう。以下ではこのような限定的解釈にもとづいて理想型を語ることにする。

* このような利用方法を妨げているのはウェーバーの歴史主義である。そのために、『経済と社会』において構想されたカズイステークの主要部分は理想型のたんなる集塊 (Aggregat [カントはシステムでないものの集まりをこう名づけている]) に変質してしまったようにおもわれる。また、ウェーバーがさまざまな因果帰属の「理論的」根拠づけにさいして頻繁に用いている「適合度 (Grad der Adäquatheit)」といった方法概念は、かれの歴史主義

的な方法態度ゆえにその道具としての有効性を半減させている。もっとも、かれの「因果帰属」にかんする歴史主義的な解釈からシステム認識一般の理論的・方法的解釈がみちびかれる可能性は皆無であるが。ここでは、因果帰属と「適合」との関連をシステム認識論および弁証法の観点から簡単に整理しておこう。「適合」という表現は、ひとまず、二つのシステムの関係づけに見られる特徴をしめしている。たとえば、ある宗教の教義システムと経済システム(とくに、資本システム[終章を参照])との「適合」という関係をかんがえよう。それらはあきらかに動態的な変換システムと見なされる。したがって、「適合」をかんがえることは、一方のシステム(原因)の他方のシステムへの作用(結果)を相互的に論ずるに等しい。すなわち、「適合」とは両方向の因果関係、したがって(反作用を含む)相互作用—カントの表現を使えば、Gemeinschaft—のことである。このような相互作用は両システムの運動(過程)を限定するから、なんらかの均衡(ヌボテ)を予定する。ここには、当然のことながら、弁証法が生起するであろう。このように、歴史主義に依拠することなく、変換システムと弁証法とは方法的に関係づけられるのである。

ii) 独裁支配(dictatorische Herrschaft)の理想型

C.シュミットによって類型化された「主権独裁(souveräne Diktatur)」と「委任独裁(kommissarische Diktatur)」という独裁概念は相互に対概念であるといわれている([13]SS.27,59 参照*)。というのは、前者が超憲法的であり後者が合憲的であるからである。いずれも革命や非常事態といった例外状況における経過的な独裁支配を含意している。憲法を否定するか憲法を肯定(擁護)するかにおうじて両者の概念的区別がおこなわれているわけである。しかし、憲法のさだめる法秩序自体が相対的であるから、両者は実質的に相互移行しうる概念である。また、とくに「主権独裁」は全体主義と協応しうる。したがって、独裁は支配の観点からシステムとして概念化されなくてはならない。それはオートクラシーシステムにほかならない。

* 対概念をあつかうにあたって2項演算を形式的に操作することは一時期のシュミットの得意とする概念操作方法であった。のちには論理的に冗長な、無内容でさえあるこの方法を放棄して、歴史主義の世界に安住の地をもとめたようである。

オートクラシーシステムの構成要素とシステム特性をつぎにしめそう。

① 指導者としての独裁者

全体主義はマス社会を土台としたオートクラシーシステムであるが、はじめにマスの内部から(「自首制」!)、外見上デモクラシーを形式的に踏襲して選出された単数または複数の指導者が命令権力を独占することによって実現される。独裁者についてはウェーバーの『経済と社会』の1節「支配の諸類型」([14]参照)に重要な指摘があるが、それよりも、既述のケルゼ

ンによる「指導者」概念の準用によって独裁者のいっそう適切な理論的説明が可能となる、というのが私の見解である。なぜならば、全体主義の特徴は外見的・形式的デモクラシーの指導者がオートクラシーのそれに転化するところに見いだされるからである。

しかも、そのばあいの指導者はマスの(特定の「全体」によって限定される)「多数派」としてのオクロス構成員であるから、社会的知能水準は低民度社会階層のそれに等しい。すなわち、指導者の社会的思考能力は「職業(Beruf)としての政治」を担う能力をはるかに下回る可能性が高い。自己の低能を隠す手段として、ケルゼンのいう「秘密保持」や「非公開」といった情報統制がしばしば利用される。しかも、「指導者の交代」を阻止して自己保存を可能にするために指導者による暴力行為や暴力的威嚇が詭弁と虚偽をつうじて正当化される*。そうした強制のシステムは指導者にとって心理的な協応の手段となり、時として指導者の言動の論理的な矛盾を容認する(させる)ところまで拡張されることになる。

* 第1章Ⅲを参照。

② 独裁と服従者(Untertan)

服従者の位置をしめるのは、ことにマス社会における個々の衆人のある特定化された類型である。もとより衆人(マス)とはいっても、かれにはデモスの要素が含まれるであろう。デモスが一定の勢力を維持しうるかぎりでは、マスデモクラシーはデモクラシーの特質を存続させうるかもしれない。しかし、マス社会を主導していくのは衆人集合のなかで「多数」をしめるオクロスの集合である。

心理発生の観点からすれば、オクロスは教育をつうじて社会的知能のいびつな発達しか達成されなかったマス的一部分である。とはいえ、そうしたマスはいわゆる発達障害(developmental disorder)のある人間たちをまったく含んでいないことに注意しなくてはならない。発達障害者は「教育」(治療)によって社会的知能を総合的な認識能力(思考能力を補完するさまざまな運動能力)の増進によって高めていくのであって、いわゆる「健常者」よりもかえって社会的知能のはたらきが良くなることさえありうる。問題となるのは「健常者」としてのマスの心理発達の偏りである。なんらかの環境条件のもとで「自己中心性向(égocentrisme)」を温存して育ててきた児童が集団教育(マス育成教育)の下で、集団化しない(できない)他の児童を苛める能力(知能!)を身につけていくことは経験的にしばしば観察されている*。こうした児童は自分と異なる考え方や行動をとる他の児童の存在を認め「共感」する能力、その意味での社会的能力を欠いているのである。いい換えれば、ほかならぬ学校教育や家庭環境のなかで、かれらは他者を「自己中心性向」の実現手段としてしか意識しない、偏った社会的知能**を身につけ、他方では技術的な定型的学習能力(一種のゲーム処理能力)の向上だけに自己の知能をふりむけることによって、おそろしく偏った「社会的成

熟」を、社会の支配的「多数」集団への無条件の帰属を、達成することになる。このメンタリティーあるいはオポチュニズムが「大人」(マス)となる過程で保存されるとき、そこに生成するマスの類型こそ、オクロスにほかならない。ところで、主として文化的条件(とくに教育水準)に依存することだが、社会的知能は階層化されてマス社会をデモス層(少数派)とオクロス層(多数派)とに分裂させる契機となりうる。しかし、前者はいわゆる強権的テクノクラシーやそれを土台とするオートクラシーの強力な担い手を生み出す社会的基盤ともなりうるであろう。いうまでもなく、テクノクラシーは多方面で支配テクノロジーの情報システムをつくりだす。

* 集団教育が試験制度にもとづく教育システムに組み込まれることによって、知能一般の発達に重大な偏りをもたらすことも深刻な社会的意味をもちうるであろう。とくに、試験制度はそれに適合した知識のシステム化を推進するから、自発的な構想力の作用にそくしてシステムとしての知識集合をまとめあげる能力を著しく損なうおそれがある。このことは重大な知識社会学的問題を提起することになる。たとえば、第2次大戦後の日本における普遍的な官僚制と学問(基礎科学)の衰退との相互作用を想起せよ。

** 社会的知能の偏りは知能一般の散乱ないし分解によって生ずる。社会的知能の分解というのは、さまざまな知能が、とりわけ認識スジェの構想力によって総合されないままに、たんなるもの知りを生み出す素材にしかならない社会現象である。それは、とくにマス社会においていたるところに観察されうるであろう。したがって、社会的知能の分解は知能一般の低下傾向とも連動することに注意しなくてはならない。そうした複合的な傾向が社会的思考そのものを浅薄なものに転化させ、ひいては「専門家」とよばれる広範な「知識人」集合(マス)の社会科学的能力の全般的な低下(「無知の無知」[文献[21]、221頁以下を参照])を促進するであろう。

独裁者(指導者)がこのオクロス集合を国民の「多数派」と見なしうるように情報操作することによって全体主義的オートクラシーは持続性をもちうる。それが変換システムとして自己保存性をもつように機能するとき、そこに真正の全体主義システムが出現するであろう*。しかし、そのばあい不可欠の前提となるのはこのオートクラシーに適合するオクロス集合の連続的な「再生産」である。この点については次項でふれよう。

* 詭弁弁証法はこのシステム変換を可能にする推理様式となる。というのは、それが仮象的ヌボテとしてのイデオロギーを継続的に産出させうる論理機能をもつからである。

C 社会類型と全体主義

とりあえず、社会類型との関連で全体主義概念の要点をまとめておく。社会自体のスジェによる認識は、スジェのオブジェ化(記号でしめせば、 $S \rightarrow O(S)^*$)と解釈される。このオブジェはマルクスのいう外化と物象化からみち

びかれるであろう。それは社会概念を類型化するばあいの前提となる。

* [26]第3部参照。なお、この記号法については、終章 I Aにおいてあらためて論及されるであろう。

i) コミュニティ(community)とソサエティ(society)

一般に社会概念をその下位概念としてゲマインシャフト(Gemeinschaft)およびゲゼルシャフト(Gesellschaft)に区別して論じることは、テンニエス(Ferdinand Tönnies)にはじまり、マックス・ウェーバーに継承された伝統的用語法であろう。ここでは、とくにテンニエスの議論をゲマインシャフト(英語ではコミュニティ)からゲゼルシャフト(おなじく英語ではソサエティ)への移行ならびに両者の相互依存の図式と解釈しておこう([21]参照)。なお、以下ではゲマインシャフトとコミュニティ、およびゲゼルシャフトとソサエティを同義語としてあつかうことにする。

コミュニティは本来的には閉システムとしての—しかし変換システムとしてはクロープン(clopen*)である—社会(システム)と見なされる。このようなクロープン・システム**であるコミュニティとコミュニティとのあいだに存在するインテルムンディア(intermundia)がソサエティ(開システムとしての社会)の発生場所となる***。いい換えると、ソサエティは資本システム(この概念の理論的意味については終章を参照)の揺籃の場である。

* この言葉は数学用語 clopen set(閉開集合)に由来する。

** これは、社会学者ルーマン(Niklas Luhmann)がオートポイエシス・システム(autopoietisches System)と名づけたもののいい換えであるが、ここではいま少し広い形式的(数学的)意味で使っている。とりあえず、文献[21]を参照。

*** 詳しくは、2018年におこなわれた私の学会報告(文献[23])を参照。

ところで、ソサエティとコミュニティとの相互依存作用は弁証法的過程をたどる。さまざまなヌボテがそこから生成するのである。ソサエティにおけるスジェの行動原則は自由とデモクラシーである。それはすぐれて資本システムの機能原理でもあった*。すなわち、レッセフェーリズムとビジネス・デモクラシーがそれである。前者は資本システムの機能的自由(economic freedom)を意味し、後者は資本システム集合の内部にはたらくデモクラシーである。レッセフェーリズムは「自由競争」としてあらわれ、ビジネス・デモクラシーは理念的には平均的な—その意味で平等な!—資本システム相互間の「公正競争(fair competition)」をあらわすものとされているようだが、現実的には多数派支配(majority rule)の「原則」をもたらしたにすぎない。ここから生まれてくるのは、いわゆる「独占的競争(monopolistic competetion)」である。しかし、ソサエティの根底に自由のシステムが機能しているかぎり、理念的に反独占の思想が、とりわけ経済学者によってたえず復元されるであ

ろう。

* 資本システムとデモクラシーとの関連については終章Ⅱにおいても簡単にふれるであろう。

ii) マスソサエティと全体主義

コミュニティとソサエティとの弁証法的な相互依存作用は、一方では、さまざまなコミュニティを存続させながらソサエティ(デモクラシーを内在させるソサエティ)の累積的拡大をうながし、フリーダムとデモクラシーとを、いわばマス社会化(mass socialization)していく。マスフリーダムとマスデモクラシーとは資本システムのつくりあげたオブジェを肥大化させてマスソサエティ(マスコミュニティではない!)、すなわちマス社会をいたるところにつくりだす。その結果、マスによるマスの支配が大域的に展開することになる。しかし、他方では特定のコミュニティ自体が肥大化して、いわば閉じたコミュニティ(システム)がつくられる。それは全体主義国家の枠組みを形成する。とりわけ重要なコミュニティの基幹的な構成要素は前述のゲノッセンシャフト(ⅢD参照)にもとめられよう。帝政ロシアの共同体(ミール)や戦時下日本の「隣組」のように、オクロスどうしの「仲間(ゲノッセ)」関係はオートクラシーに適合したゲノッセンシャフトへと容易に変換されうる。そこから全体主義あるいは協調組合国家の社会的基盤となる多様なコーポレーション群が生成してくることになる。

全体主義イデオロギーはこれらのコーポレーションを統一的に制御するための強制のシステムとして機能する。既述のように、政治的・法的強制の基本的手段は軍事・警察システムと官僚制システムである。また、経済的強制は計画経済システムによって実行されるが、資本システムはそれにとって、最初は補助的な、そしてしだいに不可欠の要素となる。また、資本システムのほうも国家と密着して機能するから、いたるところに独占の要素があらわれる。いわばビジネス・モノポリーがこの資本システムの特徴となる。国家の独占する経済資源(自然資源や低賃金労働)の享受に成功した資本システムは独占的な利益を獲得するであろうが、他方では国家の付与する特権をめぐる資本システム間の過当競争がますます激化するであろう。

このような強制のシステムは国民的規模のオクロス集合の連続的な再生産がシステム化されないかぎり持続的に稼働されえないであろう。マス社会に固有のマスプロダクションという言葉の解釈によって論点をいまいし展開させてみることにしよう。マスプロダクションは、一方では技術的な大量生産(massive production)を意味するとともに、他方では社会的な密集生産(crowded production)を表現している。大量生産の過程ではもともと工場内部において技術的に合理的なかたちで(分業にもとづく)密集生産がおこなわれてきたが、後者は人間(マスとしての成人)の「生産」(社会教育ないし社員教育)を特徴づける。それは集団教育ともよばれよう。その目的は、他者支配を受容してそれに適合するように自発的に自己制御をおこなう人

間の「生産」である。しばしばオートクラシー国家においてセルフコントロールが推奨されるのはそのためである。このばあい、セルフコントロールは自己支配とは無縁である。こうして生成してくる人間集団がオクロス集合を形成することになる。サイバネティクスの示唆するように、その集団はついに「人間機械」あるいはロボットの集合に近似するであろう。この点については次節でふれる。

V ロボットとマス社会

A 自由のオートクラシー

やや角度を変えて、ひとつの問題を提起しよう。デモクラシーはオートクラシーのみちびく全体主義イデオロギーにたいし、いかにして対抗できるであろうか、という問題である。もとよりデモクラシーを担うスジェとしてデモスの育成が不可欠であることは明白であるが、そのための原理的な前提がなくてはならない。すでにふれたように、ケルゼンは「多数原理」を「多数・少数原理」といい換えている。かれの相対主義的立場にそくしていえば、「多数原理」は同時に「少数原理」とも表現されよう。この双対的表現はたんなる名称変更をはるかに超えた意味をもっている。この「少数」に相当するのは往々にしてマス社会のデモス層である。はたしてこの階層の持続的形成は社会的に可能となるであろうか。この問いがみちびく疑問点をつぎにいくつか列挙してみよう。まず、指導者の不自由について。デモクラシーのもとで指導者となったデモスはその瞬間から自己の自由を大きく制限しなくてはならない。そのことは服従者である他者の自由が委託されたことにたいする応答である。その結果、とりわけ指導者は少数派となってしまったゲマインシャフト構成員の自由を擁護する責任を背負いこむことになる。このような責任を担えるデモスは一体どこから登場してくるのであろうか。つぎに、少数の自由に関連した問題がある。少数の自由はイデオロギーとしてのデモクラシーのなかにユートピアの要素を導入するであろう。このようなユートピアを構想できるデモスはどのようにして育成されるのであろうか。最後に、デモクラシーの支えるユートピアとイデオロギーに関連した問題があげられる。少数の自由がみちびくユートピアはそれ自体としては nowhere という意味でのユートピアにすぎない。意味の限定されたユートピアは「執行のデモクラシー」のもとでたえず制度化されなくてはならないだろう。ケルゼンの指摘したように、執行のデモクラシーは立法のデモクラシーによって制御されるほかにないオートクラシーの要素を必然的にともなうから、その局面でデモクラシーに支持される自由思想はイデオロギーとしての社会的機能をはたらかせることができるようになるはずである。それは自由のオートクラシーの実現を意味するであろう。その実現を可能にするためにはデモス層の広範な形成が欠かせない。そうであるとすれば、こうしたデモス層の社会的な形成はどのようにしたら可能となるのであろうか。

さて、このような問いかけはじっさいには社会的な問題提起そのものの虚

しさを醸成するばかりかもしれない。というのは、マス社会のもとで国家形式としてのデモクラシーのシステムを存続させることは極めてむずかしいからである。社会の支配システム(動態的な変換システム)を制御するテクノロジー、端的に支配テクノロジーの観点から、このむずかしさの理由をつぎに問題としてとりあげてみよう。

B ロボット社会

マス社会のなかでオクロスの比重が拡大し、形式的なマスデモクラシーがオートクラシーの様相を強めていくことにより、マス社会はいわばロボット社会(robotic society)へと転化していくであろう。この過程は産業革命システムの構造転換([21]および[22]参照)によって推進される。

ひとまず、一般的に人間の機械化、あるいは「人間機械」の諸局面をかんがえよう。人間の機械化は二つのシステム間の相互作用からはじまる。システムとして人間あるいは人間システムと、社会を介して生成した機械システムとの相互作用である。そこでは二つの双対的な作用(因果性)があらわれる。人間が機械化に制約されつつ(物質的)機械に近づく局面と機械が人間の合理化への無秩序な性向に促されて人間に近づく(あるいは代替する)局面にあらわれる作用である。それは狭義の人間の機械化と機械の人間化との動態的な区別を意味するであろう。ところで、このような相互作用はいっそう大きなシステムどうしの相互作用、すなわち人間のつくる多様な社会システム集合と、芸術や科学を包含するテクノロジー一般から成りたつシステム群(もちろん、機械システムはこのなかで中枢の位置をしめる)との相互作用に含まれる。それは社会と情報との相互作用とよばれるであろう。そのわけは、この相互作用がはたらく場では社会がさまざまな歴史的変容をとげてきた過程において生まれた情報システムが決定的な役割を果たすからである。第3次産業革命([22]の用語法による)の過程で情報テクノロジーは機械システムの tangible な部分—とくに実物の機械装置と人間労働—を制御する信号システムをつくりだした。それは社会全体に拡散しつづけて新手のオクロス層*を創出しつつ、機械装置と人間の信号化、とりわけデジタル信号化を推進してきた。

* 社会的に未成熟な—いわゆる moral sentiments の乏しい—メンタリティを保持してみずからを仮想現実(ヴァーチャルリアリティ)として情報空間に外化しているマスの多くがこの社会層に含まれるであろう。かれらは情報空間において社会規範や法規範から逸脱した情報操作を自由に行使する(犯罪を犯す!)チャンスを手にいれ、社会の不確定性を増幅させる役割を果たすこともできるのである。

こうした前提のもとで、最初にマスからロボット(「人間機械」の物象的表現)への移行がおこる。すなわち、オクロスとしてのマスの信号化あるいはロボット化(人間と機械システムとの収束)が普遍的現象としてあらわれる。そのばあい、個々のマス(個人)の不可弁別性(脱個性化)*が社会を特徴づ

けるであろう。数学的に表現すれば、社会を形成する諸個人のベキ集合がたんなる集合に収縮するのである。ロボットとしての「個人」はAI（人工知能）を搭載した機械システムと見なされるから、その運動の認識については、コント（Auguste Comte）に代表されるような物理（学）主義（physicalisme）の観点が有効な分析視角となりうるだろう。しかし、そのばあい、相対主義的な構成主義的方法的立場**が必須となる。今日の水準からいえば、おそらく、量子力学のオブジェ認識およびそれが提起した、いわゆる「観測問題」の解決の仕方が手がかりをあたえてくれるようにおもわれる。また、他方ではマス社会のシステム論的認識も要請されよう。

* いうまでもなく、ここで「不可弁別性（indistinguishability）」というのは量子力学のオブジェとなるパーティクルの属性をしめしているが、「脱個性化（Entindividuation）」は心理学用語の Individuation の対語である。

** このことについては、ピアジェ[10]の第3章を参照。なお、カントは認識のオブジェである自然を「質料的意味の自然」と「形式的意味の自然」とに分けて論じているが（[4] § 36）、それは社会を自然と見なして認識することに帰着する。ピアジェもまたこの立場を継承しているといつてよい（[26]の第3部参照）。おそらく、マルクスもまた、コントとおなじく物理学主義者をめざしたのであろうが、物理学や数学の認識方法に無知であったことがその願望の実現を阻んだようにおもわれる。

このような諸個人の（局所的あるいは大域的な）ロボット化につづいてマス社会全体は大きな変質をとげることになる。もともとマス社会には、それ固有の階層分化が生じている。すなわち、制御者（controller）として支配する側に位置するオクロスあるいはデモス（少数派）と被制御者（controlled mass）として支配してもら側*に密集したオクロス（多数派）への分化である。それは支配テクノロジーの所有者と非所有者（「無産者」!）とへの社会の分解である。社会的知能の階層化によって支配テクノロジーに無知な状態に置かれた（あるいは、テクノロジー一般へのアクセスの手段を奪われた）オクロスあるいは可能的デモスには支配の笏を少数派（「指導者」層）に移譲する以外に社会的に生きる道はなくなる。しかし、指導者としてのデモスはデモクラシーを否定するマス・エリートたちのオートクラシーをはたして排除できるであろうか。この問いに人間の視点から肯定的な答えをあたえることはむずかしい。そして、今後ますますむずかしくなるだろう。しかし、視点を変えることによって、ある「答え」をみちびくことは可能かもしれない。

* 被支配「特権」としてのオクロスの「人権」を強調したのは19世紀イギリスの思想家トマス・カーライル（Thomas Carlyle）である。かれはつぎのように主張した。「賢者によって支配されること、それはずっと続いてきた愚者の特権なのだ。それは愚者たちよりも知識のある者によって正しい道に案内されることである。これが最初の『人権』なのである。それとくらべて他の権利はすべて無に等しいものだ。」（[1]p.23）と。しかし、かれは一つの肝心な論

点を忘れていたようだ。神(とその代理人)に人間が支配される権利を認めても人間に人間が支配される権利を認めなかった代表的な(かれの表現を使えば)ヒーローがかつて存在していたからである。それはイエス・キリストであった。

VI 機械とマス社会とデモクラシー

A 社会にとって人間は必要か？

私たちは、まず、ある複合的な相互作用を導出することにしよう。上述のように、産業革命の継起的な展開過程から人間の機械(システム)化*が急速に進行するとともに、機械の人間化も加速度的にすすんでいる。これら両方の過程は相互作用ないし相互依存の関係にある。当然ながら、そこには「均衡」(ヌボテ)の連続的な列が出現するから、一種の弁証法的過程があらわれることになる。これは局所的な相互作用であるが、それと相互作用するいまひとつの大域的な相互作用が存在する。社会の機械化過程と機械の社会化過程との相互作用がそれである。

* 以下では「機械化」と「機械システム化」とをおなじ意味で用いることにする。

社会の機械化を典型的に表現しているのは官僚制という社会システムである。というのは、官僚制は社会システムとしての機械システムにほかならないからである。とりわけ第3次産業革命以降、この機械システムはすぐれて情報システムとして機能してきた([21]、[22]を参照)。他方、機械の社会化をもっとも象徴的に表現しているのはロボット化であろう。とくに、多様な機械システム集合を総合的に制御する人工知能(AI)を搭載した物質的機械としてのロボットシステムの役割はますます高まってきた。

このような大域的相互作用と局所的相互作用との相互作用はテクノロジーの加速度的な発達を特徴づけている。テクノロジーに媒介されて、一方では言語の機能が機械化可能な記号一般の機能に移譲され、他方では人間固有の価値が物象化(とりわけ、商品化)されてますます稀薄になっている。その根拠はテクノロジーと社会との相互依存関係が飛躍的に高まってきたことにもとめられよう。その結果、言語、社会、価値そしてテクノロジーの複合システムである文化は確実に衰退ないし分解してきており、そしてシステムとしての社会の存在そのものが自律性をおびて—いわば、「疎外態」として—人間の存在から分離しはじめている。社会の観点からすれば、人間のような生体(オーガニズム)の存続する社会的意味が稀薄になってきたのである。このような状況にたいしてデモクラシーの観点から一定の見通しを立てることははたして可能であろうか。その答えは二つの局面にそくして提出されうるだろう。一つは、物質的システムとしてのロボットがどの程度まで人間に代替しうるかという問題にかかわる。デモクラシーの機能が十全にはたらくことを前提とすれば、たとえば、マスプロダクションに依拠する工

場生産や機械システムの操作だけでなく、科学技術教育や情報処理作業をもロボットに委ねることは少なからず合理的な意味をもちうるであろう。しかし、この方面には重大なリスクの発生する可能性も予想されうる。とりわけ、デモクラシーが制度化されてオートクラシーの特徴を濃厚にしめすようになるにつれ、人間(システム)のロボット機械(システム)への代替のリスクは急激に高まるであろう*。軍人をロボットに置きかえる状況を思いうかべただけでも、このことは容易に推察されよう。

* 全体主義システムのもとではこのリスクが不可逆的なカタストロフィー状況に直結しうることはいうまでもない。

しかし、ロボット機械システムのもたらす合理的な社会変動は合理性の意味転換を計りつつ、ロボット社会の自律性を高める方向に向かうであろう。その三つの側面を指摘しておく。まず、人間社会は人間生活の場であるから、はじめから不可逆性をおびている。他方、ロボット「社会」—システム化されたロボット集合だけが存在する「純粹の」場をこのようにカギ括弧をつけて表わしておく—には(ロボットは生体ではないのだから)生活はなく、機械としてのロボットの合目的的作動だけがその「社会」の営みである。そこでは可逆的な合理的(機械的)更新(修理)システムだけがその存続条件を限定している。人間は不可逆的な生活を自覚的に可逆的なものへと変換し、そこに「幸福」の利得を追及しているが、その利得は、リルケが詠じているように、さしせまった「損失(Verlust)」を予告するにすぎないであろう*。第二の側面は機械的合理性の絶対的な支配である。すなわち、ロボットにはデモクラシーのような「煩わしい」社会形式は不要であり、その自己保存を可能にするのは機械システムとしての、いわゆる「システム合理性」のみである。その結果、ロボット「社会」では、たとえば核エネルギーも自由に利用される。その「社会」では原子力発電所も、建設・運転の素材が調達可能であるかぎり、いくらでも増設できるはずである。というのは、そこでは人間を壊滅させるような放射能汚染もなんら深刻な「社会」問題にはつながらないだろうからである。他方、原発のネットワークが維持されることはこの「社会」の存続条件となりうる。いずれにせよ、人間社会といった「非合理的」社会ははじめから無用なのである。第三の側面はテクノロジーを支える知識そのものに関係する。今日ではすでに人工知能のはたらきは人間による知識の蓄積と処理に代替しはじめている。じっさいに、経験的な知識を集積するメモリー(知識集合)やそれからつくられる情報空間のオペレーション(論理・数学的システムの操作や歴史主義的に蒐集された知識の分類整理)にかんしてロボットは人間とは比較にならないほどの性能を発揮してつつある。ロボットの知能は人間の知能をはるかに凌駕して、その自律的機能を発揮しうる知識(情報)空間を拡張していくであろう。おそらく、人間の開拓した学問分野(とくに、前科学的認識にかかわる学問分野、第1章IVC参照)における知識人コミュニティの多くも今後不要になっていくかもしれない。

* リルケの『ドゥイノの悲歌』、第9の悲歌、参照。

ところで、ロボット社会化のすすむマス社会において以上のような人間性の喪失(社会からの人間の排除)をくい止めるために、そして社会における人間の「存在理由」をしめすために人間の発揮しうる独自の能力、ロボットによって代替されそうにない能力はなにかあるだろうか。その最有力候補となりうるのは、おそらく、構想力(Einbildungskraft)であろう*。言語や価値の創造にとって、また科学的発明や芸術的制作などのテクノロジーの発展にとって構想力は不可欠である。しかも、人間がそれをはたらかせる場(変換システムとしての文化システム)に必要な前提は人間的自由、したがって社会的自由であるから、すでに詳述したように、デモクラシーシステムがその支柱として生成・発展をとげてきたのは人類にとって自然のなりゆきであったというべきであろう。

* ハイデガーや三木清は構想力概念の独自の意味をカントの著作から引きだしている。その内容については三木清[27]を参照。ちなみに、本稿の主要論題の一つである弁証法は構想力のはたらく過程でもあることに注意すべきである。

それでは、デモクラシーシステムのこのような基底的作用は有効に果たされうるであろうか。ここにふたたび、このシステムを操作するスジェの問題が出てくることになる。とくに、当面の議論にそくしていえば、ロボット社会を制御しマス社会のオートクラシー化を防御して人間の「復権」を実現することのできる指導者としてのデモスはマス社会のなかからデモクラシーシステムをつうじて「選択」されるであろうか、という問題が提起されよう。たしかに、その問いに肯定的な解答のえられる可能性は否定できない。また、真正のデモスの立場からすれば、それを否定してはならないはずである。しかし、マス社会において指導者の「選択」にはつねに偶発性がともなうことも否定できないのである。

さて、以上の、なかばペシミスティックな「答案」にたいして、いま一つの答案がありうる。それはデモクラシーシステム自体のあり方に関係しており、デモクラシーにたいする一つの「理想型」の経験的可能性を吟味することによってあたえられる。次節ではこの点について簡単にふれておく。

B 人民デモクラシーの理想型

かつて、第2次世界大戦後の一時期にさかんにもてはやされた人民デモクラシー(people's democracy)の思想はイデオロギーとしての機能を自覚的に付与されることなく、不完全なイデオロギーとして歴史主義的に規定されたにすぎなかった。それについては「資本主義から社会主義への過渡期」というあいまいな意味づけがなされたにとどまる。しかも、この思想を共産党と名乗る政党がいわば「代行」するようになると、その言葉の積極的な

意味はすっかり失われてしまった。デモクラシーを否定する政党が「指導」する可能性のあるデモクラシーは、矛盾を容認する論理システムとおなじく没意味化するからである。そこで、イデオロギーとしての機能的意味を具えた人民デモクラシーの理想型の構成要件を以下に列挙しよう。

A 一党独裁の否定

すでにのべたように、一党独裁はマルクス主義イデオロギーのもたらした、オートクラシーの推進的契機であった。それを否定すること、あるいは執行の局面におけるオートクラシーを制御しうることは人民デモクラシーの前提条件でなくてはならない。

B デモスとしての人民

自由な国民としてデモクラシーを推進する(システム化する)のはデモスである。人民デモクラシーを主権者として担う人民(the people)はデモスであることが理想である。しかし、現実的な社会的達成目標となるのはデモスが国民の多数派をしめる状況であろう。

C 指導者の選挙制

デモクラシーシステムのオートクラシー化を防止するためにはデモスによって指導される(支配される)デモスのなかから選挙される指導者群の持続的形成が不可欠である。

D 資本システムの制御システム

人民デモクラシーにとって資本主義システム、もっと正確に言えば、資本システム*の自由な展開は不可欠である。しかし、このシステムは局所的にも大域的にも国家形式としてのデモクラシーシステムによって制御されなくてはならない。その意味で社会的に「管理された(guided)」資本システムであることが必要である。

* 資本システムの概念については次章 I を参照。

以上にあげた構成要件(ユートピア!)のうち、とくにBとCは人民デモクラシーの理想型を構成するばあいの手がかりをあたえてくれる。そこで、アブラハム・リンカーン(Abraham Lincoln)のゲティスバーグ演説の一節から、デモクラシー国家における統治(government)のシステムを構想してみよう。そのシステムのインプットは自己支配と他者支配とを兼任しうるデモスの(of the people)集合である。オペレータの機能を果たすのは他者を支配する(統治する)役割をあてがわれたデモスである(by the people)。そして、システムのアウトプット(目的の集合)もまたデモスでなくてはならない(for the people)。これらのシステム構成要素の論理的結合から、人民デモクラシーという統治システムは一つのメカニズム*を形成することになる。こうしてスジェ(人民)が統治システムに挿入されることにより「形式的デモクラシー」に内容があたえられるわけである。

* この意味については、[21]65頁、参照。

しかし、現実の国家システムを人民デモクラシーの理想型に近づけるには計りしれないほどの困難がともなうだろう。そのためには、デモクラシーの「永久革命」が必要となるかもしれない。人間にそれができるであろうか。この問いかけは、おそらく、ユートピアのユートピアを夢想することに帰着するであろう。とはいえ、私はここでユートピアにたいする希望的観測を試みたり悲観的予測を提示したりすることは避け、最後にデモクラシーとオートクラシーとの現実的な弁証法に立ちかえろうとおもう。

VII デモクラシーとオートクラシーとの弁証法

第2次世界大戦史とその後の「冷戦」構造の歴史はデモクラシーシステムとオートクラシーシステムとの国際的な複合システムがはたらいた弁証法的過程と見なすことができる。そのばあい、敗戦国のデモクラシー国家への移行は二つの類型的特質をしめした。

第一は、ドイツやイタリアのように、オートクラシー(全体主義)国家が独立のデモクラシー国家となるケースである。しかし、ことにドイツは「冷戦」構造を反映したかたちでオートクラシー国家(東ドイツ)とデモクラシー国家(西ドイツ)とに分裂し、その相似形が中心都市ベルリンにできあがった。この状況には「冷戦」構造のミニチュアが対応し、部分的な「均衡」の連続する弁証法的過程が1980年代までつづいたが、それがデモクラシー国家としての統一ドイツというかたちで「止揚」された、あるいはヌボテを創造したことは、周知の経験的事実に属するであろう。

これと対照的な、第二のケースが戦後の日本国家に見いだされる。すなわち、大日本帝国というオートクラシー(全体主義)国家は従属的なデモクラシー国家へと転換をとげた。戦後の一時期には自由のユートピアを希求して、それを支えるデモクラシー国家の実現にむかって理論的・実践的に活動するデモス層の形成が顕著であったが、そのうねりはわずか数年で衰退し、「冷戦」構造の現実的な起点としての朝鮮戦争以降、日本国はアメリカ合衆国への政治的・経済的従属(いわゆる「対米従属」)を強めていく。そこに「制度化されたデモクラシー」(Ⅲ参照)の生成する社会的基盤があった。「対米従属」は文化面において顕著な展開を見せてきた。じっさいに、米国流の多様な価値観が「流行」し、また会話英語や実業英語の浸透がおそろしく偏った日本人の英語力を特徴づける一方、日本語文化全体が衰退の一途をたどってきたのである。公権力の教育制度への介入により日本語教育の比重が低下するとともに、日本の文学・芸術への日本人自身の関心がしだいに薄れてきたようにも見える。また、学問を含むテクノロジー文化全体においても「対米従属」がすすんできた。今日、IT技術、医療技術、自然科学の基礎研究、社会諸科学等々において確実に衰退がはじまりつつある。こうした文化的退化の傾向は総人口にしめる戦後生まれの世代(戦後日本社会の中核部分)の増大とかれらの推進する日本のマス社会化の深まりとによってますます際だってきたようにおもわれる。

ところで、デモクラシーとの関連で、このような文化衰退過程の意味するのはなんであろうか。一言でいえば、デモスとなりうる日本人が社会全体のなかで減少しつつあるという事実である。ことによると、日本国は名実ともに従属的なオクロクラシー(ochlocracy)国家へと向かっているのではあるまいか。このような問いを発したまま、私は第2章を閉じることにしよう。

終章 経済的デモクラシーの概念—補論として—

本章はこれまでの議論にたいする補論としての位置をしめている。ケルゼンがデモクラシーというイデオロギーを「形式的デモクラシー」として概念構成したことはすでに詳しくのべたとおりである。それは基本システムと命名しうる静態システムであった。ここには、基本システムとしてのデモクラシーの構造化された、多様な変換システムとしての社会集団の分析を可能にする糸口があたえられていることに注目すべきである。たとえば、デモクラシーと不可分の政党組織はその典型例である。ゲマインシャフトのゲゼルシャフト化を推進してきた株式会社組織もまたデモクラシーを基本システムとして組みこんだ代表的な経済的変換システムである。じっさいに、発生期の株式会社を「民主型」と「専制型」とに区別して考察する試みも歴史家によっておこなわれてきた*。しかし、ここでとりあげようとする経済的デモクラシーの概念はこのような試みとは直接に関係しているわけではない。そうではなくて、スジェとしての「人間」の自己支配でなく「資本」、もっと正確に言えば、資本システムの自己支配(自己制御)からみちびかれる形式的デモクラシー概念の類型が当面の問題関心の対象なのである。そこで、ケルゼンによる概念構成のコロラリーとして経済的デモクラシーの概念の諸要素とかがえられるテーマをごく簡単にしめそう**。

* 「民主型」は「法人型」ないし「フランス型」ともよばれ、民主的社員総会の成立がメルクマールとされる。他方、「専制型」は「組合理」または「オランダ型」ともいう。両者の区別立ては歴史主義的な意味づけ以上のものではない。詳しくは、大塚[15]を見よ。

** これらのテーマの本格的な分析は機会を改めておこなわれることになろう。

I 資本システムの概念

資本システムの概念をもっとも明瞭な形式で把握したのはマルクスである。とくに、かれの著作『資本論』のフランス語版([8])がその典拠として役立つ。というのは、フランス語版ではドイツ語版の言語表現にあらわれているヘーゲル臭がかなり払しょくされているとともに、スジェ・オブジェ問題との言語的類縁性が浮かびあがってくるからである。

私の論文「ピアジェの方法的構造主義」([26])第3部においてすでに指摘したことだが、ピアジェによるスジェの認識操作の定式化には社会認識と連結する定式化が含まれてはいなかった。そのわけは、「スジェがオブジェと

しての Sujé を認識する状況 ($S \rightarrow O(S)$)、あるいは Sujé が オブジェとしての Sujé を認識する状況を認識する Sujé もまた オブジェとなって成立するオブジェどうしの関係を Sujé が認識するという状況 ($S \rightarrow O[S \rightarrow O(S)]$) などが想定されていない」([26]109 頁*) からである。マルクスの社会認識はまさしくこのような状況を分析することからはじまったといつてよい。それは「疎外から物象化へ」といった標語で表現されうるかもしれない。経済活動の過程にそくしていえば、商品 → 貨幣 → 資本という論理的系列化によってしめされよう。以下では、それをシステムの観点から図式化しておくことにする。

* 引用にあたり、[26]において $S \rightarrow O[O(S) \rightarrow O(S)]$ と記した箇所を、 $S \rightarrow O[S \rightarrow O(S)]$ に変更した。じつは、この記号列に表現されたオブジェを認識することが、たとえばマルクスの社会認識を批判する(かれの思想のイデオロギー化を「暴露」する!) 根拠をあたえてくれるのである。

A 商品交換

人間の経済活動はその不可欠の要素として交換をとまなう。交換が商品交換となることによって社会の範囲と密度が飛躍的に拡大される過程の論理的説明はマルクスによってすでにおこなわれている。動態的な変換システムとしての交換のオブジェを商品という。この変換システムは数学的表現形式であらわせば圏(category)を形成する。そこで、このシステムの domain (インプット) と codomain (アウトプット) とが、商品集合からみちびかれる貨幣(argent、アルジャン)の集合であるとき、それは資本、より正確には資本システムとなる。資本システムの形成される時間順序にしたがって、この概念をいっそう正確に規定しよう。

B 価格比較による資本システムの形成

日常生活物資 M (marchandise possible) を交換によって獲得(購買)しようとする Sujé 1 にたいして交換手段(アルジャン) A の受領と引き換えにその物資を譲渡(販売)する Sujé 2 が存在する。交換の比率は M の A 価格 という。あるいは、たんに M の価格ともいわれる。Sujé 1 によって獲得された M が消費のオブジェとなるかぎりでは Sujé 1 は消費者である。しかし、一般に Sujé 1 は買い手とよばれよう。これにたいして、Sujé 2 は買い手であると同時に売り手である。交換を2度おこなって、A の量を増やすことが Sujé 2 の目的である。Sujé 2 による売買価格の比較が A の増加のチャンスをつくりだすことを最初に(いわゆる「比較生産費説」として)理論的にあきらかにしたのは経済学者のリカード(David Ricardo)であったが、持続的なシステムとしてその可能性をデジタル化して現実化したのはルネサンス期のイタリア商人たちである。複式簿記はその表現にほかならない*。

* 詳しくは[21]、[23]およびそこにあげられている文献を参照せよ。

マルクスはこのシステムを現実にとくして分析(観測)した。かれは売り手として獲得した A に着目して、それを連続的に可能にするシステムを発見し

た。発見しただけではなくて、そのシステムが眼前の社会を経済的に成り立たせていることをもあきらかにしたのである。今日的な表現方法を使えば、それは一つの可観測な(つまり、アウトプットからオペレータに遡及ないしは「背進(Regreß)*」しうる)工学システムであって、そのオペレータ(システム)は $A \rightarrow M \rightarrow A'$ (A' は M の期待増減分)と表示される。システムの表現に直せば、 A (インプット) \rightarrow [$A \rightarrow M \rightarrow A'$] オペレータ** $\rightarrow A'$ (アウトプット)、となろう。このシステムはシステムをオペレータとするシステムであって、資本システムと名づけられる。

* この言葉はカント[2]から借用した。詳しくは[26]第2部、参照。

** このオペレータは量子力学で用いられるオペレータ(日本語では、演算子または作用素)と類似の形式で表現されうるが、ここではその詳細に立ちいることはしない。

II 市場への参入の自由と資本システムの平等

以上のようにさだめられた資本システムの存在を可能にするのは市場である。市場は資本システムにとっての場(field)であり、形式的論理的には量子力学で想定される場(量子場)と同等である*。資本システムの自己支配にとって市場への参入の自由(free entry)は欠かせない。さもなければ、このシステムは存在できないのだから。個別の資本システムにとって市場への自由参入が保障されるかぎり、資本システムは相互に平等である、という主張が成り立つであろう。したがって、この平等はいわゆる形式的平等と見なされる。形式的平等が経済的に表現されるのは簿記の原理と価格比較による資本システム一般の歴史的形成過程においてである。じっさいに、ゲマインシャフトからゲゼルシャフトへの移行を推進する経済的契機となったのは、個々のゲマインデ(Gemeinde)内部で熟成した形式的平等原理と市場原理との相互作用であった。ところが、個別資本システムにとっての自由と平等はそれが活動する社会的な場を制御しうる国家ないし諸国家の存在をぬきにして実現されるわけではない。国家による「干渉」が必要なゆえんである。

* この主張の根拠はシステム概念をつうじてしめられるであろうが、それについては別の機会に論じることとしよう。

III デモクラシー国家の機能

資本システムはオートクラシーへの指向性をつねに内在させている。この主張は経験観察の仮説としてすでにマルクスによって論じられた。かれは「資本の集積と集中」という表現でこの仮説を叙述的に展開しているが、資本システムにとってそれは必然的な属性としてではなく経験的可能的な事実として前提されている。したがって、その事実を資本システムのオートクラシーないし独占的支配への傾向とよぶことは許されるであろう。こうした傾向にたいしてデモクラシー国家は、たとえば独占禁止法といった法規範をさ

だめて規制をおこなってきた。それはデモクラシー国家の経済政策の典型的事例であるが、そのほかにも資本システムのデモクラシーに適った存在条件をつくり出すために経済政策のいろいろなシステムが国家によって創出されてきたことは周知の事実であろう*。しかし、経済政策システムが機能するうえでのオブジェとして社会システム一般を資本システムの観点からかんがえるならば、デモクラシー国家というシステム自体も資本システムに包摂されうる。「包摂」という意味は基本システムとしての資本システムがオブジェとしてのシステムに組みこまれ、全体として後者が資本システムのつくりだすネットワーク**に再システム化される状況のことである。資本システムは、国家どころか文化そのものをも含めて、社会に存在するあらゆるシステムをオブジェとして包摂しうるのである。この可能性を最初に指摘したのは、いうまでもなく、経済学者マルクスである。他方、かれの「哲学者」としての思想が—かれ自身なかば無自覚であったとはいえ—イデオロギー化のロジックを経由して甚大な社会的災厄をもたらしてきたことは断じて忘却されるべきではない。

* やや異なった観点からではあるが、[22]第3章第3節の議論は有用な素材を提供するであろう。

** ネットワークという言葉は数学者マクレーン(Saunders Mac Lane)の方法論的著作から借用したものである。その形式的意味については私の論文[25]の参照をもとめておく。

以上、経済的デモクラシーの概念構成をおこなうばあいに必須の要素(論題)を三つに分けてしめしたが、ここでそれらの詳細に立ちいることはさし控えておく。

主要参考文献

<外国語文献>

- [1] Carlyle, Thomas(1898), *The Works of Thomas Carlyle*, Vol.20: Latter-Day Pamphlets, edited by Henry Duff Trail, Cambridge U.P.
- [2] Kant, Immanuel(1956), *Kritik der Reinen Vernunft*, Hamburg, Felix Meiner.第1版(1781年)の頁表記にはAを、第2版の頁表記にはBを付する。邦訳として参照したのは、天野貞祐訳『純粹理性批判』(講談社、1979年)および篠田英雄訳『純粹理性批判』(岩波書店、1961年)である。引用にあたって訳文には随時変更を加えた。
- [3] Kant, Immanuel(1838), 'Logik' in *Immanuel Kant's Sämtliche Werke*, Leipzig.
- [4] Kant, I.(1989), *Prolegomena zu einer jeden künftigen Metaphysik, die als Wissenschaft wird auftreten können*(1783), Stuttgart, Reclam.邦訳として参照したのは篠田英雄訳『プロレゴメナ』(岩波書店、1977年)である。引用にあたって訳文には若干の変更をおこなった。

- [5] Kelsen, Hans(1920), *Vom Wesen und Wert der Demokratie*, Tübingen, 1920.引用にあたってはハンス・ケルゼン『デモクラシー論』(上原・長尾・森田・布田訳)1977年、木鐸社)所収の邦訳を参考にした。)
- [6] Kelsen, Hans(1929), *Vom Wesen und Wert der Demokratie*, 2. überarb. Aufl. Tübingen, .引用にあたって参照した日本語訳は、西島芳二訳『デモクラシーの本質と価値』(岩波文庫、1966年)である。すぐれた正確な訳業ではあるが、本稿の叙述形式に適合させるため訳文には随時変更を加えた。
- [7] Mannheim, Karl(1985), *Ideologie und Utopie*, Klostermann Verlag, Frankfurt am Mein.
- [8] Marx, Karl(1872-1875), *Le Capital*, Paris.
- [9] Piaget, Jean(1968), *Le Structuralisme*, P.U.F. Paris.(ピアジェ『構造主義』、白水社、1970年。なお、訳文には随時変更を加えた。)
- [10] Piaget, Jean(1970), *L'épistémologie génétique*, P.U.F., Paris.
- [11] Piaget, Jean(1980), *Les formes élémentaires de la dialectique*, Gallimard, Paris.
- [12] Rousseau, Jean-Jaques(1780-1789), *Du contrat social, ou principes du droit politique*, in *Collection complète des oeuvres*, Genève. 引用にあたっては、本稿の語法に適合させるばあいをのぞいて、ルソー『社会契約論』(桑原武夫・前川貞次郎訳)岩波文庫(1954年)の平易周到な訳文におおむねしたがった。
- [13] Schmitt, Carl(1928), *Verfassungslehre*, Berlin.(カール・シュミット[阿部・村上訳]『憲法理論』、みすず書房、1974年)
- [14] Weber, Max(1972), *Wirtschaft und Gesellschaft: Grundriss der verstehenden Soziologie*, Tübingen.
- <邦語文献>
- [15] 大塚久雄(1969年)「株式会社発生史論」(『大塚久雄著作集』第1巻、岩波書店、所収)
- [16] 尾高朝雄(1950年)『自由の体系』、弘文堂。
- [17] 金子栄一(1957年)『マックス・ウェーバー研究』、創文社。
- [18] 神武庸四郎(2000年)「歴史の構造」(『一橋大学研究年報 経済学研究』42号、所収)
- [19] 同 (2004年)「歴史主義と論理主義」(『一橋大学研究年報 経済学研究』43号、所収)
- [20] 同 (2005年)「デモクラシーからオクロクラシーへ」(『一橋論叢』第134巻6号、所収)
- [21] 同 (2006年)『経済史入門』、有斐閣。
- [22] 同 (2016年)「産業革命の構造」(改訂増補版)、Hermes Ir., Hitotsubashi University.
- [23] 同 (2018年)「アリストテレスのコイノニアからマルクスのイン

- テルムンディアへ」、Hermes Ir., Hitotsubashi University.
- [24] 同 (2019年)「マンハイムにおけるイデオロギー概念の再構成」、Hermes Ir., Hitotsubashi University.
- [25] 同 (2020年)「超越論的システム論へのプロレゴメナ」、Hermes Ir., Hitotsubashi University.
- [26] 同 (2021年)「ピアジェの方法的構造主義」、Hermes Ir., Hitotsubashi University.
- [27] 三木清(1967年)「構想力の論理」(『三木清全集』第8巻、岩波書店、所収)
- [28] 同 (1967年)「ユートピア論」(『三木清全集』第14巻、岩波書店、所収)

—おわり—